

は準軍属であります。

この際、私が今まで議論してきたことで問題であると思うのは、一般的の空襲とか艦砲射撃等で本土で亡くなつた、こういう場合は瞬間的に亡くなつた人が多い。しかし、原爆の場合は非常にむずかしい。というのは、原爆症というものは、概念がきちっとしてない、新しい被害ですから。時間がたつに従つてだんだん問題が出てくる。幾つかのグループに分けて問題があるわけで

すけれども、昭和三十二年以降は原爆医療法ができます。手帳を持っているから、これはかなり実態がわかるわけです。問題は、戦争直後から三十二年に至るまでが非常にわからない。この現行援護法に基づいて申請を出しましても却下される場合が多い、こういうことになります。それには、原爆症というものは何かということ、これについて、後遺症を含めまして、はつきりしない。ですから、医師の診断書だけを平面的にとらえてこれで査定をするということになりますと、かなり問題があるのではないか。ここに原爆についての被害の特殊性があるわけですが、この問題について、特に厚生省といつしまして、原爆による死没者あるいは傷害者の概念について一つまとまつた考え方を持って法律の適用をしてみると、また考へ方を持つて法律の適用をし得るのかどうか、こういう点についてまずお尋ねいたします。

○松田(正)政府委員 原子爆弾の被爆者につきましては、確かに先生おっしゃいますように、三十二年以前につきましては個々の診断書等の資料に基づきまして判断をいたしておったわけでござります。

現在の取り扱いを申し上げますと、原爆被爆者に係る公務性の判断につきましては、現在法律がございます原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則第二十条の指定疾病にかかるものとの判断の基礎といつしましておるわけでございます。

ただ問題は、御指摘のような三十二年以前のも

のにつきましては、先ほど申し上げましたよう

に、当時の医学的判断に基づきましてその公務性の有無を判断をいたしておつたわけでございますけれども、いま申し上げました原爆医療法に基づきます疾病の範囲をそのまま現在適用いたしておられます。すでに却下査定等をいたしましたものにつきましても再検討いたしておるところでございます。

また、認定患者がその当該疾病以外の疾病で亡くなりました場合におきましても、その死因がどうなものであつたかということにつきましては、原爆被爆と該死因がどのような因果関係であったかということにつきまして、生前の治療なり処方なり療養の状況等を総合的に判断するといふことで現在取り扱つておるところでございまして、三十二年以前につきましては、漸次見直しを進めてまいりております。

○大原委員 原爆特別措置法の二十条の指定疾患、これを一つの基準にしてやつてある、こういうのまつた考え方を持つて法律の適用をしていくのかどうか、こういう点についてまずお尋ねいたします。

○松田(正)政府委員 原子爆弾の被爆者につきましては、確かに先生おっしゃいますように、三十二年以前につきましては個々の診断書等の資料に基づきまして判断をいたしておつたわけでござります。

現在の取り扱いを申し上げますと、原爆被爆者に係る公務性の判断につきましては、現在法律がございます原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則第二十条の指定疾病にかかるものとの判断の基礎といつしましておるわけでございます。

ただ問題は、御指摘のような三十二年以前のも

な客観的資料を提出していただきまして、それが相当因果関係があるかどうかをも含めて現在認定に当たつておるところでございます。

○大原委員 他の一般空襲等による被害と違うところは、たとえば爆風でござりますと爆心地から二キロメートルで三トンの風圧ですから、広島の場合をやりますと、莫大な風圧になります。それから、核爆発の中心の温度は百万度というのですね。熱線は地上に達しましたときには四千度、中

心温度は百万度。ですから、大やけどをするわけですね。遮蔽物があるという場合はそれは違う場合がある。放射能でございますと四百ラドというものが半致死線量ですね。つまり五〇%が死ぬわけですが、千二十五メートルの地点が四百ラドであるというふうに言われておる。ですから、爆風と熱線と放射能、これの複合破壊力によりまして人

体にどのような傷害を及ぼすかということについて、きちんと考え方を決めて——遮蔽物等いろいろなことがありますけれども、爆心地から百四、五メートルのところで電車の陰で助かった人もいるのです。しかしながら、よく問題になりますのは、原爆症というのは非常に後遺症が大きいわけです。ですから、たとえば心臓麻痺とか脳チフス、衰弱をして結核とか、そういう形でされども、全体から見ると原爆によることが主なる原因で亡くなつたというふうに考え得る場合でもなかなかそういう査定をしないといふことがあるのでないか。これはしばしば本委員会で議論をいた

しまして、公衆衛生局と十分連絡をとつてやることになつておるわけですが、不十分ではないか。たとえば、医師の診断書だけによりますと、そういう状況について、たとえば被爆をした場所、距離あるいは入市者の場合等を考慮しながら判定しないかがでしようか。

○松田(正)政府委員 御指摘のとおりだと思います。したがいまして、先ほど申し上げましたような取り扱いといたしましては、單に死亡診断書だけの取り扱いといたしましては、單に死亡診断書だけの取り扱いをするということではなくて、いろいろ

かりませんけれども、現在の取り扱いといたしましては、原爆医療法なりあるいは原爆の特別措置法に基づく障害の認定をそのまま援護法の認定の基準にいたしているところでございますので、この点は十分公衆衛生局等とも相談しながら弾力的に取り扱う方針でございます。

○大原委員 公衆衛生局長に答弁してもらいたいと思うのです。

医療法による認定患者、認定疾病的対象を挙げてください。

それから、現在、手帳を持っている人で認定疾患有がかかるて、約三千名台ですけれども、そういう方がたとえば被徴用者ということになれば、給付員法関係で、勤員学生とか徴用工とかそういう者が中心ですね。それから、国民義勇隊というのは疎開作業等をやつた人を含めまして、一般の人々もおるわけです。それから、防空関係もあるわけですが、その認定患者である、認定疾患有と現在認定されておる人が亡くなりますと、現在の段階で亡くなりますと、こういう国との関係があつた人は現行援護法の適用を受ける、そういうふうに理解をしてよろしいか。

公衆衛生局長、認定疾病的挙げてください。

○大谷政府委員 認定疾病としての主なものは悪性新生物、再生不良性貧血、原爆白内障、肝臓機能障害、糖尿病、甲状腺機能障害、外傷性疾患等でございます。

○大原委員 いまの後段の質問……。

○松田(正)政府委員 先生の御指摘のとおりでございまして、そのまま認定をすることになろうかと思います。

○大谷政府委員 認定疾患有以外に、厚生大臣が指定をいたしました疾患有の手当の支給対象になつてゐるのがありますね。十一ほどあります。十一の疾患有についてはその方が現在の段階で、あるいは三十二年以降亡くなりました人について、そういう国との身分関係がある者は適用になりますが、十一の疾病についてはその方が現在の段階で、あ

りますその症状その他につきましては、いま非常にむずかしい問題があるうかと思います。私も専門ではございませんので、医学的な問題はよくわ

○松田(正)政府委員 適用になることになります。

す。
○大原委員 それは非常にはつきりした御答弁で

そこで、問題は軍人軍属、準軍属で、軍人は恩

給法で除外したわけですから他の法律を適用す

る、恩給法適用ですから。軍属と準軍属の中で、

準軍属は御承知のように三万九千円ですが、その

中で広島、長崎の被爆者が多い、実数は把握して

いないというけれども、ウエートが高いわけで

す。

そこで問題は、三十二年に医療法ができました

以前で、被爆直後から三十二年に至るまで認定疾

病による死没者あるいは健康管理手当の対象にな

る厚生大臣が指定いたしました十一の疾病を持つ

人の死没者、これに相当する人々は、このこと

が実証されるならば、現行援護法の適用対象にな

りますか。

○松田(正)政府委員 先ほど申し上げましたよ

うに、三十二年以前のものにつきましては私ども

の方でも見直しをいたしてまいったところでござ

ります。御指摘のような要件を満たす者につきま

しては当然裁定をいたし得るもの、かように考え

ます。

○大原委員 そこで、公衆衛生局、引き続いて議

論になるのですけれども、原子爆弾の被爆者の医

療法と特別措置法で、国家補償の精神による援護

法をつくることをしばしばここでもその方向を念

願いたしまして決議をし、いままでに七人委員会

で作業が進んでいる。そこで一番問題となります

のは、申し上げました点について、原爆による被

害、爆風や熱線や放射能という他に見られないよ

うな総合的な破壊力による被害あるいは後遺症、

こういうものによる被害者の実態がわからぬ

いと、次の段階の問題を処理するにいたしましても

非常にむずかしいのではないかと思うのです。公

衆衛生局は、原爆二法あるいは国家補償の精神に

よる援護法の制定の所管をしておるわけでありま

すが、いま質疑応答いたしました点に触れまして

の広島、長崎における原爆の実態を明確にする基

準あるいはさらにこの作業を積み上げていくならば、被爆の実態、被害の実態、こういうものを明らかにすることができます。

○大谷政府委員 現時点におきましては、既存の諸資料で推定するよりほかには仕方がないと考えております。

○大原委員 私は特徴的な被害の実態だけ申し上げたのですが、たとえば爆風による被害、熱線によ

る被害、放射能による被害、これは距離との関係が中心であります、遮蔽物その他の具体的な例もあるわけであります。そういうところで被

爆をした人は、たとえば放射能については千二十

五メートルの地点で四百ラドで、半致死量で、放

射能だけで半分の人は、五〇%は死ぬ。あと残っ

た人も、その人を含めまして二キロの範囲内で保

健手当を出しているわけですが、そういうことに

ついて、過去にさかのぼるわけですから非常にむ

づかしいわけであります。それらの基準を頭に置きながら、原爆の傷害作用に起因する被爆関係

の実態を、たとえば認定患者あるいは健康管理の対象の十一の疾病あるいは保健手当は二キロ以内

ですからわかるわけですから、そういう現行制度

の対象となる被爆者の過去にさかのぼっての実態

を調べることができるかどうか。概数をつかむこ

とができるかどうか。法律の適用に当たりまして

は、それらとの関係で把握をして、そして医師の診断書を参考にしながら総合的に判断することができます。昭和三十二年以前の問題

についてそういう実態を把握することができる

か。いままでの実態の把握に努めたか。あるいは

は一定の基準をもとにいたしまして、これからで

も新しく掘り起こしてその実態をキャッチするこ

とができるか、この点について公衆衛生局の方でお

答えいただきたいと思います。

○大谷政府委員 正確な数字については不可能だ

と思いますが、今まで出されております報告が

大まかな抽象的なことはある程度拾えるのでは

ないかというふうに考えるわけでござります。

広大、長崎大学の原医研とか、あるいは稻毛の科

学技術庁の放医研、それぞれ研究機関があり、あ

るは何回かの調査をしたわけですが、しかし、

この調査をいたしました結果、原爆による、これが主とした原因で死没をした、あるいは傷害を受けたというふうに思いました。だから材料を全

部整理をいたしますとその実態を把握できますね。これは説明員でもだれでもいいですよ。

○大谷政府委員 いずれにいたしましても、身体

にあらわれました症状によりましての判定でござ

いますから、どうしてもこれは抽象的なものとな

らざるを得ないと思ひます。たとえ

ば、現時点におきまして、現代の医学でもつて

れば、たとえばいろいろな熱性疾患等原爆症によ

る発熱あるいは下血、そういった肝臓障害といっ

たものについては、これは明快に区分できるわけ

でござりますけれども、当時のものといてしまし

ては単に発熱であるとか下血であるとか、こうい

った身体上の症状だけございませんから、こうい

った問題につきましては現実の問題となると非常

にむずかしい点があるかと思いますけれども、大

体におきまして大まかな症状の把握は従来の調査

からある程度推定できるのではないかといふうに考えます。

○大原委員 私が推定いたしましたところ、私は

二つのことを言つているのですが、現行の戦傷病

者戦没者遺族等援護法を適用するに当たって、戦

後の混乱期等もあり、そして医学の進歩の状況も

あります。たとえば血便を出せば腸チフス、吐

血をすれば核であるとか、あるいは心臓膜肺で

あるとか、そういうふうな原爆を受けたこと、原

爆症が主因であるけれども、それから派生をいた

しました病気で診断をしている場合がほとんどで

ありますから、死因不明というものもあるわけで

すから、ですから私は、いままで原爆二法を積み

上げたことを整理して、そして爆風や熱線や

放射能による被害というものについての傷害作用

はかなりこれは統計的にもあらわれておるわけで

すから、それを図式化して概念として明確にし

て、現行法の適用においても遺憾なきを期する、そして今度はさらに、いま課題となつておる原子

爆弾被爆者援護法の実施をする際には國家補償の精神による援護法をつくるということです。どうい

う内容等は別にいたしましたが、そういう死没者

の実態、傷害の実態、これを明確にすることが法

律をつくる際には絶対必要だと思うのです。

そこで、援護局と公衆衛生局と二つに分かれ

ておわけですが、公衆衛生局は、今までの二法

を適用し、いろいろな議論をいたしましたことを

集約いたしまして、原爆の作用に起因をして死没

をした人あるいは傷害を受けている人、そういう

問題について、各論的なことは改めて別な機会に

議論をいたしますが、そのことを國式化いたしま

して、概念を明確にいたしまして、そして援護局

が現行法を適用する際ににおける遺憾なきを期する

ことと一緒に、遺憾な例がまだたくさんあると私

は思います。遺憾なきを期すると一緒に、将来

の原爆の援護法の改善充実に備えるべきであ

る。そういう点を公衆衛生局は明確にして、援護

局の現行法の適用との関係について遺憾なきを期

する。

そういう点について、いま質疑応答をいたしま

した点を明確にしてもらいたいと思いますが、い

かがでしよう。

○大谷政府委員 個別になりますと大変むずかし

い問題だと存じますけれども、できるだけ既存の

資料を検討いたしまして努力いたしたい、かよう

うに考えております。

○大原委員 そこで、第二の質問は、現行戦傷病

者戦没者遺族等援護法の、国家補償の精神と書い

てあるわけですが、そこで適用範囲の問題

に考えております。

○大原委員 そこで、恩給法、軍属、準軍属であります

が、軍属については身分関係が明確であります。

それから、準軍属につきましては、これは一時金

から出発をいたしまして、遺族給与金と障害年金

というふうになつておるわけです。それから、弔

慰金もあるわけですけれども、準軍属の範囲につ

きまして、いままでは、これは兵役法は軍人です

から、そこで総動員法は学徒動員、徵用工とかを設けたりました。旧防空法の関係は、私もずっと一貫してやりまして昭和四十九年から警防団、医療従事者を中心的に適用に加わってまいりました。そこで、旧防空法を加えたわけですが、警防団、医療従事者、それから防空監視員はちょっと前に加わりました。そこまで加わるのであるならば、たとえば職場とか地域において旧防空法によって動員をされました人々も対象になつておかしくないのではないか。旧防空法関係で防空監視員と警防団と医療従事者に線引きをするというのは、これは若干の改善でありましたが、大体、旧防空法をアメリカ占領軍の直後の状況において適用するということは、非戦闘員を権力動員したということとで、当時の中枢部が、内務省その他の防空関係、これが戦犯として追及されるということを恐まつて、これは被害者から除外したわけですが、これは昭和四十九年に初めて警防団、医療従事者を加えたわけです。野呂厚生大臣はそのころ何をしておりましたかね。長くなりますが答弁求めますせんが。

法は、対象者と国との関係の密接なる者、つまり使用者的な立場で考へられる者を対象としているのが原則でございます。したがいまして、問は、どういった対象の者がどの程度國の使用者立場とかかわり合ひができるおつたか、こういふ判断の問題であります。この問題はいろいろと過去長年にわたつて議論がござりますて、漸次機関法の改正をいたしまして範囲の拡大を図つてきたわけでございます。ただいまのところでは、なかなかこれ以上の範囲の拡大といふことは、先ほど申し上げましたような國との立場の關係ではむずかしい問題を持つてゐるのではないかと考えておりますが、なおいろいろな点で研究、勉強いたしたいと考えております。

○大原委員 昭和四十九年に警防團、医療従事者で旧防空法關係を入れたわけです。では、医師や科醫師や看護婦や助産婦や保健婦を入れまして、そして隣組防空、地域防空、職場防空についてこれらも防空本部長、第一次的には内務大臣、農事、市長、そしてそれを監督指揮するのが陸海大臣といふふうに、だんだんと終わりにはそろつたわけです。それを区別する、差別する理由ありますか、どこでどういう理由をつけたのか、どこで線引きをしたのですか。

○松田(正)政府委員 旧防空法關係につきましては、当初は特殊技能を有するものについて防空業務に従事させることをたてまことにいたしておつたわけでございますが、それを後ほど改正いたしました。一般的の警防團員等を含む特別な教育訓練を受けた者についてこれも防空業務に従事させることができるというふうに防空法の改正をいたしました。そこには、命令を受けて防衛するのですから、関係は密接なものと判断をいたしたわけでござります。

○大原委員 隣組防空も職場防空も練兵場などを行きまして、現役の軍人の指揮で訓練したわけです。だから、権力關係があるのです。いざといふときには、命令を受けて防衛するのですから、関係は密接なものと判断をいたしたわけでござります。

のですが、申し上げるよう、本土決戦のときには全部出でていけと、そういうことになつたのだ。ですから、当初は防空法の概念というのをボランティア活動的なものであつた。戦争がだんだん熾烈になつて、東京大空襲が三月にあり、四月には沖縄の上陸があつてからは、本土決戦の段階になります。したら旧防空法は戦争動員の態勢になつたわけですから、そういう勝手な線引きをすることはおかしいわけです、議論いたしましてようやく警防団、医療従事者を入れたわけですから。まず、これが一つの問題。

もう一つの問題は、二十年三月に決めました閣議決定による国民義勇隊に関する件、これはどうい理由で準軍属に入れましたか。これは法律でも何でもなしに、閣議決定ですよ。

○松田(正)政府委員 国民義勇隊につきましては、閣議決定ではござりますけれども、国との関係がきわめて密接なものがあるということをございます。なお、その後できておりました義勇兵役法、あるいはいま先生の御指摘のような本土決戦を控えてのいろいろな態勢の整備、これはいずれも準備段階ということでございまして、幸いにいたしまして、本土決戦が行われなかつた關係上、そういう準備態勢は一応整えましたけれども、具体的に戦闘するとか軍事行動を起こすとかということはなかつたわけでございまして、そういう意味で現在では取り入れていないわけでござります。

○大原委員 これは準軍属の中で第二号の戦闘参加者といふのは何を基準にして戦闘参加者にいたしましたか。これは沖縄の場合です。

○松田(正)政府委員 戦闘参加者を非常に常識的に申し上げますと、現実に戦闘行動を行つた者と、いうことでございますが、ちょっと定義を読み上げますと、もとの陸海軍の要請に基づいて戦争に参加した者といいますのは、戦時下における特殊な事情のもとで事實上は権力的に軍事行動に参加させられた者、陸海軍の現地部隊長等から戦闘に参加することの要請または指示を受けて直接戦闘

に参加した者、作戦任務を課せられてその任務を遂行中敵と交戦した者のほか、作戦任務を課されて軍事行動中の者も含まれるが、広い意味での軍事行動のすべてを含むものとは解されない、戦闘参加者と認める者の範囲は、その現実の状況と軍事行動の実情を勘案して決めるべきだというふうにわれわれは考えております。したがいまして、現に戦闘参加者という一般的な概念の中に入ります。しかし、現実にそういう行動範囲の中に入らないものは法律の適用の上におきましても現在適用いたしておらないわけでございます。定義としてはいま申し上げたようなことと考えております。

○大原委員 それは文章上の定義ですけれども、あなたの御答弁には独斷があるのです。ずっとこれは立法してきたのだからしようがないのですけれども、あなただけの罪じやないので、あなたの先輩がみな悪いことになる。大体、広島や長崎に原爆が落ちる段階が本土決戦の段階でないといふのはだれが判断したのですか。あれは本土決戦でないですか。本土決戦でしよう。それまで艦砲射撃もずっとあつたでしよう。何ヵ所全部ぱくは調べたけれども、きょうは時間がないから言わないけれども、浜松初め艦砲射撃もあつたでしょう。それで毎日B-29が二百機から四百機来たでしょう。そして、原爆が落ちたでしよう。これは空挺部隊がおりたりすれば直ちに直接当たらなければならぬ。そういうこと自体、制空権を取られて猛烈に空襲を受けたこと自体は戦闘参加なんですよ、そういう事態があれば。それは全部動員されるようにしたわけです。それを一部取り上げたのが三月二十三日の国民義勇隊に関する件、それが最初はそうではないと言つておつたが、国民義勇隊に関する件、閣議決定、これは閣議決定、閣議決定を重ねたものだから、それで閣議決定だけで命令服従、権利を制限することができぬというふうにしまして、空襲下におきまして休んだり開会したりしておりますが、亡くなつた保利さんも当時おられたし、森田重次郎という人なんかの名前も

議事録に残っております。そして、国民義勇兵役法のこの法律をつくったわけです。これは国民義勇隊、戦闘隊、すべてそれらを集約して、防空法関係もすべて集約して、非戦闘員でいる者は全部本土決戦に参加させるのだということで、直接軍が指揮をするということで、国民義勇兵役法をつくった。これを出したのは、ここにもメモがあるが、これは全部大事に封印しておったわけだ、この私が申し上げたやつは、後に封印を解いてみたら、国民義勇隊に関する件は昭和二十年二月二十二日というふうに法律にはなっておったんだけれども、私が出してみたところが、二十三日。二十二日は閣議がなかつた、二十三日にあつたわけです、合わせてみたら、そこで、それを二十二日を二十三日に変えたわけだ。閣議がない日に閣議があつたことにして、それを基礎にして法律をつくったのだ。出してみたらそつた。

そういうふうにして、占領下あるいはその継続という状況の中で線引きをしたことは国民党から見れば非常に不当である。ですから、財産被害等はともかくとして、私の終始主張いたしておることは、この範囲について考える場合に、薄い、濃いの差別はできないけれども、一般戦災者についても財産被害について文句を言う者はいないわけで、すから、健康上、人命上の被害については何らかの措置をとるべきではないかということを主張したわけです。これは時間が十分ありませんから、それでは聞きますが、この昭和二十年の六月二十二日に、衆参両院を二十、二十一、二十二、三日間かけて審議をして可決いたしました。そして、即日勅令や政令、省令等を全部公布いたしております。これは事務局あるいは法制局などというような詰まらぬことで質疑応答をしておりましたら時間が惜しいから、厚生大臣、後の問題にも回すのですが、そういう状況で国民義勇兵役法が集大成的についたといふのですが、法律は即日施行になつたけれども、いまよつぱり話があつたように、実施をされたといふことがない、実

施されてないといふことを今まで政府は、最近は追い詰められた形で答弁してきましたが、法をつくった。これを出したのは、ここにもメモがあるが、これは全部大事に封印しておったんだ、この私が申し上げたやつは、後に封印を解いてみたら、国民義勇隊に関する件は昭和二十年二月二十二日というふうに法律にはなつたんだけれども、私が出してみたところが、二十三日。二十二日は閣議がなかつた、二十三日にあつたわけです、合わせてみたら、そこで、それを二十二日を二十三日に変えたわけだ。閣議がない日に閣議があつたことにして、それを基礎にして法律をつくったのだ。出してみたらそつた。

○松田(正)政府委員 御指摘の義勇兵役法、確かに昭和二十年の六月に施行に相なっております。先ほど申し上げましたように、形式的には法律は施行になつておりますけれども、法に基づく具体的な組織化、あるいは具体的な行動、業務、こういったものにつきまして実際に発動されたといふことにつきましては私ども何らの資料を持ち合わせておらないわけでございます。特に、国民義勇隊の組織が相当に発達をいたしまして組織化されおりました広島県等につきまして、私ども調査を依頼いたしまして義勇兵役法についての発動の態様を調査いたしたわけでございますけれども、具体的な発動の態様はなかつたといふふうな報告を受けております。また、厚生省関係の資料の中にもそういう発動を具体的なものとして実施をしたという資料は全然ないわけでございましておるわけでございます。

○大原委員 昭和二十年の六月二十三日ごろになりますと、国家の機能は、軍もそれ地方へ軍管区司令部を設けたりして非常に上を下への状況にあつたわけです。そして八月六日、九日といふふうに原爆を受けまして手を上げたわけでしたよ。厚生大臣、これはもうあなたの時間が余りないのでありますと、國家の機能は、軍もそれ地方へ軍管区司令部を設けたりして非常に上を下への状況にあつたわけです。そこで、私は第一といたしまして――というの

は、東京空襲は三月十日、五月二十五日といふふうに大空襲があつたわけですから、沖縄の情勢はもうだめだということで、東京大空襲があつたと聞いていたので閣議決定をしたわけですが、それが四月十三日、四月二十七日、六月二十六日、八月十日、八月二十一日に国民義勇隊の解散に関する件を閣議決定するまでずっと組織を整備して総動員体制をとつて、その集約として六月二十三日の国民義勇兵役法をつくりまして、兵役法とそれから国家総動員法とを除く全部の国民に対しまして、ここに書いてあるように、十五歳から六十歳までの者を全部国民兵役に動員できるような根拠法規を閣議決定するまでずっと組織を整備して総動員体制をとつて、その集約として六月二十三日の国民義勇兵役法をつくりまして、兵役法とそれから国家総動員法とを除く全部の国民に対しまして、ここに書いてあるように、十五歳から六十歳までの者を全部国民兵役に動員できるような根拠法規をつくりたのです。

ですから、私が言つているのは逆なんですね。二十三日からずっと積み上げていつたものを集大成して、閣議決定をやつたのじゃこれはいかぬ、権力動員はできない、罰則、軍刑法の適用を受けられる、できないということで法律をつくったわけですね。そして、旧防空法関係や義勇隊関係、婦人団体その他あらゆる組織を全部動員いたしまして本土決戦に備えたわけです。だから、政府が言つてゐるのは逆なことを言つてゐるのであって、たとえば広島などのような軍都、そういうところでは、こういう義勇隊組織が整備をされたわけです。そして、いよいよ義勇兵役法ができたんだからといって師団長が来て、軍管区の司令官が来て、大演説をやつたのだ。こういうニュースはちゃんとあるわけだ。当時の人が言つてゐるわけです。ですから、そういう状況の中における戦闘員と非戦闘員との差はないのではないか。西ドイツにおいては、非戦闘員、一般戦災者を差別していない。これは非戦闘員その他のを中心としてやれば、ナチスを復活するからということがあるでしょう。西ドイツは戦犯の裁判を自分でしたわけです。日本は極東

ですからやりとりしてもしようがないのです。つまり私が言つているのは、二十年の三月二十三日に国民義勇隊組織に関する件、これは現行保護法の中に規定をあるところの第三号の適用条文です。これを第一といたしまして――といふふうなふうな氣持ちで当時の権力者はおつたのですね。法律が制定され、施行については、全部ここにあるように、法令ができる勅令――当時は勅令ですから、勅令も委任しております。救助規程から何から何まで全部出て、そして施行され、万般の措置がとられておるのに法律が実施されないということを答弁する裏づけがあるのか、そういう理由があるのか、そういう事実を政府の方で示してもらいたいということを私は要求してきたのですが、このことを示すことができました。

○野呂国務大臣 まず第一に、国民義勇隊員の問題でございますが、いろいろのやりとりの中で御指摘になりました昭和二十年三月二十三日の国民義勇隊組織に関する件の閣議の決定を受けて制定されました義勇兵役法によりまして、有事の際には戦場となるべき地域において軍の義勇召集によって、その軍の指揮のもとに入つて本土決戦に備えて防衛戦闘等に任ずる戦闘隊に転換するということにされておつたわけでございますが、しかし今は実態は至つていなかつたという判断でござります。したがいまして、確かに義勇隊の組織は編成されつつあり、あるいは編成されたことがあつたといたしましても、戦闘参加者と認められる範囲になるのかどうか、当時の情勢、軍事行動の実態に基づいて判断されるべきものだということ

で、これは大変むずかしい問題であると私は判断をいたすわけでございます。

もう一つ、原爆被爆者に対する対策は、いま審議会に答申を求めておるわけでございます。私は、この原爆被爆者に対しては、すべて手厚い処遇がされるべきことは御指摘のとおりであると考え、政府といたしましてはこの原爆被爆者に対する対策をさらに強化し、進めていかなければならぬと考えておる次第でございます。

○大原委員 この現行法ができましたときにネグレクトした点は、旧防空法関係と、それからいわゆるそれらを中心とする義勇兵役関係のことなんですが、これは戦闘員と非戦闘員を分けたわけですね。分けたわけですけれども、旧防空法は一部を適用したわけなんです。情勢が変わったわけですから、本土決戦であるかないかの問題は、あんなに毎日毎日制空権をとられている場合は本土決戦なんです。沖縄だって、身分はなくとも戦闘参加者ということで、その範囲が、先般も上原代議士が指摘しておりましたが七歳と六歳と差をつけたのはおかしいのです。戦争と一緒に巻き込まれたらそれは犠牲者ですから、子供だけほっておくわけにいかぬのです、疎開も忌避したのですから。ですから、それはともかくいたしまして、その問題がある。そういう事実があるということでおいままでの政治判断といふものは固定化して考えてはいけない、線引きについて固定化してはいけないと私は思う。

それから、原爆の問題についてはそうですが、特に私が強調しておきます点は、公衆衛生局長が援護局とよく連絡をとつて、原爆の傷害作用といふものの本質を究明しながら、医療機関その他の証明の手続等において不備なものについても、昭和三十二年以降、以前の問題について、戦後のことをついては公平に措置をするという観点で考え方を整理して、それで今までの実態追求を進めざらに実態を把握する、そういう点を御答弁になりましたことについては、議論が一步前進であつたと私は思います。大臣は、それらを受けましたとこでございますので、お聞き取りいただきたいと思います。

て、被爆の実態を明らかにするということは再びをいたすわけでございます。

もう一つは、いま申し上げました慰労金を受けたことは世界にぜひ明らかにする必要があるということは別に、その人たちと現地で全く同様に、同じ状態の中で戦地の従軍看護婦として働いておりました旧陸海軍所属の看護婦がございます。この人たちは、やはり日赤の看護婦と同じように、敗戦でありましたけれども、日本へ帰ることが許されず、やはり抑留されて、そして現地で看護婦として働かされ、二十八年に一緒に引き揚げてきた人たちでございます。この人たちがあることを、実は一昨年日赤の看護婦の問題を審議いたしましたときに、わかつてはおったのでございますけれども、その事実を証明する資料が大変に乏しくて、一緒に対象として取り上げることは非常に困難でございました。そこで、旧陸海軍所属の看護婦たちのためには別の形で何か考えなければならないというふうにそのとき考えていたことでございました。それで、幸い日赤の看護婦たちに慰労金の制度ができましたので、次にはこの旧陸海軍所属の看護婦たちのことも考えなければなりません

いと思います。

その一つは、いま申し上げました慰労金を受け

ることができるようになった従軍看護婦の人たちも、この点についてはせひとと善処して、努力をして、次に来るべき立法のりっぱな基礎をつくってもらいたい、こう思います。

大臣、最後に簡単にひとつ。

○野呂國務大臣 御越旨の点を踏まえまして、最善の努力をいたします。

○葉梨委員長 次に、金子みづ君。

○金子(み)委員 明けて一昨年になりますが、昭和五十三年に、戦争当時日赤の従軍看護婦、これは陸軍大臣の命を受けて、日本赤十字社が赤紙の召集をされて、戦地に送られていった看護婦たちでありましたが、この看護婦たちのために、当時

避けますけれども、この人たちは、戦争が終わりましたときに、兵隊たちは全部復員いたしました

が、彼女たちは現地に抑留されて、看護婦として現地で働かれて、二十八年にやっとそれが解除

になつて復員をしてきた人たちでございますが、何の補償もないままに今日まで来ておりました。

このことについて、看護婦たちからの強い要望

もございましたし、国会の中でも議論をいたしました。

そこで、幸い日赤の看護婦たちに慰労金の制度ができましたので、次にはこの旧陸海軍所属

の看護婦たちのことも考えなければなりません

ので、それは昨年の時点において討議をしていただ

きました中間の経過は省略まして、結論だけを申し上げますが、その結果、とにかく旧陸海軍所屬の看護婦の実態についてはよくわからない。

海軍が解体されましたので何の資料も残つております。そこで、取り上げるにしても非常に困難を感じていたわけでございますので、とりあえず

よかつたということで高く評価をされまして、関係者一同は喜んでいます。その

時、野呂厚生大臣は自民党の内閣部会の責任者

として、超党派から成る特別懇談会をつくって、その中核になって、このことの成立を運んでくださいました。

ただいま審議中の五年度予算の中でも千七百五十万円を厚生省予算

として計上され、そして調査をするということになつたわけでございます。ただいま審議中の五

年度予算の中でも千七百五十万円を厚生省予算

として計上され、そして調査をすることが必要ではないかということになつたわけでございます。ただいま審議中の五

年度予算の中でも千七百五十万円を厚生省予算

として計上され、そして調査をすることが必要ではないかということになつたわけでございます。

○松田(正)政府委員 旧陸海軍に勤めておられました看護婦さんにつきましてのいろいろな実情を把握するための経費を千七百万円予算に計上いた

しまして、現在御審議願つておるところでございます。

○金子(み)委員 そこで、この調査費をフルに活用して、そして目的を達しなければならないところでございますけれども、この金額は一県当たり平均しますと金額としては三十七万円何がしぐらのものにしかならないわけです。大変にわずかにあります。

○金子(み)委員 そこで、この調査費をフルに活用して、そして目的を達成しなければならないところでございますけれども、この金額を上手に活用して、そして調査の目的を達成しなければならないことだと思ひますけれども、何せ漠然と

した対象として、全国的に旧陸海軍所属の看護婦がどんなふうな形で、どれだけどこにおるのかと

いうようなことは非常にむずかしいと思ひます

が、厚生省となされましてはこの調査をどういう形で進めていくかというふうに考えていらっしゃるのか、調査の方法についてお考えがありました

ら聞かせていただきたい。

○松田(正)政府委員 ただいま申し上げました旧

陸海軍の看護婦さんの方々の実情調査につきましては、先生御指摘のように、いろいろむずかしい問題がござります。

具体的なやり方といたしましては、私どもの手

元にあります資料、それから都道府県の援護法関係所管課にございます復員名簿であるとか留守名簿といつた資料の中から旧陸海軍の看護婦さんを

まず抽出をするという作業をやらざるを得ないと

思つております。抽出をいたしました看護婦さん

につきまして、それぞれ調査票を配付いたしまし

て、必要な事項について記入をしていただく、こ

ういう段取りで進めていかざるを得ないと思いま

す。その際、関係の方々の御協力もぜひ得たい

い」とことで、現在具体案を検討中でございます。

○金子(み)委員 この方たちのグループが自分た

ちなりに一生懸命努力していらっしゃるというこ

とも私は伺っておりますし、援護局に行つて資料

をつくる努力をしていらっしゃるということも承

っております。しかし、これはこの人たちが自分

たちの問題として自発的に努力しているわけでございまして、これは十分尊重してその協力を得な

ければならないと思いませんが、國としては、この対象となる關係者を一名も漏らすことなく拾い集めて、そして今度の調査の対象にできるように、十分慎重に配意して調査をしていただきたいということを強く要望しておきたいと思いますので、お願いいたします。

次の問題は、戦争が終わりました後で、終戦処理業務とでも申しますか、たとえば戦時中現地で

あるいは国内であるいろいろな場所で陸海軍病院に勤務しておりました看護婦たちは、戦争が終わつたからといってそのまま引ひ揚げてくるということにもならなかつたわけですね。赤十字の看護婦でありましたならば、戦時中命令を受けて陸海軍所属の病院に勤務することがあつたと思ひますけれども、戦争が終わつて陸海軍病院が解体されるということになりますれば、本来なら直ちに日赤に帰属するのが趣旨であつたと思うわけです。ところが、その病院の中で療養生活を送つてゐる傷病兵たちは戦争が終わつたからといつてもちろん病気が治るわけではありませんで、その状態はそのまま残るわけです。ですから、そこで今まで勤務していた看護婦たちが引き揚げてしまつては非常に支障を來すことになるのは当然のことでござります。そこで、この看護婦たちは引き揚げないで、さらに新しい命令を受けて仕事をしていたという事実がござります。ところが、その一つは、海難事故による死亡でございます。この一つは、海難事故による死亡でございます。この問題について、きょう新たに厚生大臣に聞いていただきたいと思って申し上げたいと存ります。

事実を御説明申し上げますが、いま申し上げましたように、日本赤十字社が戦争中に派遣していられた救護班、すなわち從軍看護婦でございますが、

旧日本赤十字社令に基づいて、陸海軍の戦時衛生勤務を助けることを目的としていましたので、終戦及び軍の解体と同時に任務を終わる、それはいつも私が申し上げたとおりでございます。したがつて、終戦の際、内地の陸海軍病院などに派遣された人たちは、当初、軍の命令によつて、各配属部隊の復員とともに任務を解かれることになつておきました。

ところが、いま申し上げましたように、事態の急変の中で直ちに日赤の看護婦たちが引き揚げてしまつということになりますと陸海軍病院、戦後は移管されて軍事保護院と厚生省医療局になつたわけですが、ここでは非常に困るわけです。そこで、この政府機関から赤十字社に引き続き救護班、すなわち看護婦を派遣してもらいたいという要請が出たわけです。そこで、この要請に基づいて日赤は戦時中と同じよう看護婦を召集して病院に勤務させたという事実がござります。

その際に、日本赤十字社と政府の間には協定が取り交わされております。軍事保護院とは昭和二十年十一月二十日に、厚生省とは昭和二十一年二月六日に、日本赤十字社救護班派遣に関する協定書が取り交わされています。そこ

で、この赤十字社の看護婦の大部分は終戦後も国

の要請に基づいて引き続き残留勤務をする結果になつたわけです。その結果、彼女たちは国立病院

あるいは検疫所あるいは病院船に引き続き勤務したわけでございます。その数は六百三十人だといふふうに記録もちゃんと残っております。

そこで問題は、そのようにして勤務をしていた人たちの間に起つた事件でござります。

その一つは、海難事故による死亡でございま

す。これは大変詳しい資料が残つております。

その一つは、海難事故による死亡でございま

て転覆して、十三名の看護婦が遭難死亡したという事件でござります。遭難した看護婦の名簿もきちつと取りそろえられております。

この海難事故につきましては、この病院船衛生班から次のような状況報告が寄せられておりますので、事実を確認できると思います。この船に乗つて死亡者は全員で三十一名になるそうです

が、看護婦はそのうち十三名です。

当日、本船衛生班長吉田徹の命により薬品受領のため国立川棚病院に出張することになつた雇員徳地信一及び日赤救護員四名は、当日の外出者十名とともに、九時三十分ごろ、たまたま本船に来合わした上陸船の藤栄丸に乗船して佐世保機橋に向けて出発したらこういうことになつて、本船から五百メートル付近で突如船が傾斜して海の中に投げ出され、全員が遭難をしたというのが一つの事実でござります。

それからいま一つは、戦時に公務によって起つた病気による死亡というものがござります。こ

れは召集を受けて内地の陸海軍病院に派遣されて戦後も引き続き残留勤務を命ぜられていた看護婦が、戦時中結核病棟に勤務して結核に感染をして死亡したという事実でござります。

それから、いま一つの事実は、戦後、厚生省からの要請で召集を受けて内地の陸海軍病院に派遣された看護班編成要員、この中で結核ではございませんが、不衛生な環境状態のために伝染病に感染して死亡した看護婦があ

る。

こういうことで、そのいずれもが名簿はきちんと整理されておりまして、さきの結核は五名、後の伝染病は十四名ということがはつきりしているわけでございます。

そこで、この人たちに対しても何もなさいました。新たに厚生大臣に聞いていただきたいと思って申し上げたいと存ります。

地に進む地域における勤務に従事中のものと陸軍又は海軍部内の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員、こういうふうになつております。

厚生省の御説明では、看護婦たちは、戦時中は準軍属としてこの条文に該当していたのだけれども、戦争が終わつて、その適用期間、昭和二十年十一月三十日までの期間後、すなわちこの法律は二十年の十一月三十日までの適用期間だというふうな説明です。そして、国立病院に移管された日、すなわち二十年十二月一日以降の勤務における公務上の疾病によって死亡した者はこの条文には該当しないから何もすることはできないのだ、国は何もする必要はないのだ、こういうふうな考え方を国が持つていらつしやるという問題について、私は少しくお尋ねをしたいというふうに思つてございます。

まず、該當させないという問題についての御説明がいただきたいと思うのです。仕事の実態は変わつていい。全く同じ状態の中で仕事が行われているのであって、たまたま戦争が終わつた。きのうまで戦争していただけれどもきょうから終わつたのだ。だから、きのうまで該當させたのだけれどもきょうからはもう該當させない。大変に事務的な処理にはなるのですけれども、実際に仕事をしていた人たちのことを考えますと、そんなに簡単に事務的に処理され得るものではないといふふうに思うわけです。病人は引き続きある、勤務は毎日続いてあつてました。たまたま戦争がきのうで終わつたのです。きょうからはもうこの法律は適用しません、こういうふうになつたのですけれども、それでいかどうかという問題、そのままにして、そういう考え方でよいのかどうか。私はこの際、この法律を拡大解釈するといふふうにするのがいいのか、あるいは考え方としてこの適用ができるといふふうに考へるのがいいのか、適用ができないければどうすればいいのか、何か考へてしかるべきではないかといふうに思つてございますが、その辺のお考へをまづ聞かせていただきたいと思います。

○松田(正)政府委員 ただいま先生御指摘の問題、これはいわゆる引揚援護業務に従事中の日赤の救護看護婦さんの問題であるとかと思います。

まず、現在の私どもの取り扱い上の問題を申し上げたいと思いますが、御承知のように、戦傷病者戦没者遺族等援護法、これは国と一定の使用關係のもとにあります。死亡または障害を受けた方々について処遇をするというのがたてまえでございます。したがいまして、引揚援護業務に従事をしておられた日赤の看護婦さんの活躍の時点、そして、ただいま例に挙げられ御説明のありました三十名程度の犠牲者の方々の活躍の時間が、すでに援護法の適用の範囲でございます。いわゆる戦争中と申しますか、そういった期間の問題ではございませんで二十一年以降の問題でござりますので、実は援護法の対象とするには非常に困難な問題があるわけでございます。そういった問題のほかに、先ほど先生が御指摘になりました事実はまさにそのとおりでございまして、当時の厚生省医療局と日赤との関係で、いろいろ契約といいますか、協定を交わしておるわけでござります。そういうことから見まして、この看護婦さんは援護関係は必ず日赤にある。したがいまして、そういう点から申し上げましても、援護法プロパーの適用範囲に加えることは現行法上は非常にむずかしい、かように考えておるわけでございます。

同時に、当時日本赤十字社から、日本赤十字社戦時扶助及弔慰規則によりまして遣族扶助料といふかっこで一時金が実は支給をされております。当時の金額にいたしまして二千百四十円でございます。そういうふうなことから見ましても、直接国との関係を云々いたしますには若干問題があるのでないか。お説のとおり、その実情につきましてはいろいろと理解をしなければいけない点が多くあります。それがいまして、この問題についているわけでございます。

○金子(み)委員 大変にむずかしいということはよくわかるのです。右から左へ適用して、そしてそれが成立するというものでないこともわかっております。しかし問題は、いまお話しのように、確かにこの人たちは日赤の職員でございました。日赤では戦時中の戦死した看護婦たちと全く同じに手当てをちゃんととしているわけですね。日赤では責任を果たしております。しかし問題は、戦後のこの問題は、日赤の指示で仕事をしていたのじゃなくて、国の要請によって仕事をしたわけです。だから、雇用関係として日赤と御本人たちは雇用関係があるが、国は雇用関係がないというお考えがあるとすれば、考え方等をもう少し広げていいのじゃないかと思うのです。雇用関係ではないけれども、国の命令で仕事をしたわけなんですから私は、その点においてやはり国の責任を感じるべきではないかということを申し上げているわけです。やらせるときだけはやらせたけれどもその後は知らないよというような姿勢が問題だというふうに私は考えるわけでございます。です

から、その点を何か考へるべきじゃないかといふことを私は申し上げているわけです。当時の新聞記事を見ますと、まあそれは新聞記事からも質問がありました。そのときに、当時の厚生大臣、橋本大臣ですが、こういうふうにおっしゃっているのですね。この問題はどうしても残ってくるレーケースとしてあると思います。ある程度小さい、しかし当事者にとっては悲痛な問題であります個別の問題が多くなります。そういうものについてもう一度考へるべき場を持つ必要があるんではないかと思います。そして、今後そうしたことも含めて少し研究をしてみたいと考えております、こうおっしゃっているのですけれども、どういう検討をする場をお持ちになつたもののか、あるいは研究はどの辺まで進展しておりますものなのか、これも聞かせていただきたいと思います。

○松田(正)政府委員 いま先生御指摘の点、いろいろと問題はございますけれども、内容的にはいろいろと勉強しなければならない点をたくさん含んでいます。

○金子(み)委員 プロジェクトチームのお話は初

いうことにつきましては、御指摘のような法律解釈上の運営としているのか、あるいは制度的な問題として法律改正も考えなければいけないのか、基本的にはそういうような問題も含めて検討をしなければ結論を出すのはなかなかむづかしいのではないかというのが、ただいまの私たちの立場でございます。

○金子(み)委員 大変にむずかしいということはよくわかるのです。右から左へ適用して、そしてそれが成立するというものでないこともわかつております。しかし問題は、いまお話しのように、確かにこの人たちは日赤の職員でございました。日赤では戦時中の戦死した看護婦たちと全く同じに手当てをちゃんととしているわけですね。日赤では責任を果たしております。しかし問題は、戦後のこの問題は、日赤の指示で仕事をしたわけないです。だから、雇用関係として日赤と御本人たちは雇用関係があるが、国は雇用関係がないというお考えがあるとすれば、考え方等をもう少し広げて困ったのです。だから、この人たちは非常に大きな貢献をしているのです。それなのに、もう

大きいところでは、この前大臣の発言を大目に見て、この前大臣が委員会の席上で、レーケースあるいは援護法の接点部分の問題についてはいろいろと検討いたしたい、これは個人的意見ではあるがということで発言をされておることは私も十分承知をいたしております。

何がレーケースの問題であり、あるいは援護法の接点問題であるか、これはいろいろと個々のケースの問題もございましょうし、あるいは制度的基本にかかる問題もござりますけれども、たまたまこのところ、私たちは、この前大臣の発言を受けまして、私の局の中にプロジェクトチームを編成をいたしました、まずどういう個々の問題があるのか、あるいはどういうような残された部門があるのか、あるいはどういうような残された部門があるのか、接点部門といい、レーケースといい、どういう種類のものがあるのか、そして、そういう問題が法令の解釈、運用によって満たされ残つてきているのですね。この問題はどうしても残つてくるレーケースとしてあると思います。ある程度小さい、しかし当事者にとって悲痛な問題であります個別の問題が多くなります。そういうものについて一度考へるべき場を持つ必要があるんではないかと思います。そして、今後そうしたことも含めて少し研究をしてみたいと考えております、こうおっしゃっているのですけれども、どういう検討をする場をお持ちになつたもののか、あるいは研究はどの辺まで進展しておりますものなのか、これも聞かせていただきたいと思います。

○松田(正)政府委員 いま先生御指摘の点、いろいろと問題はございますけれども、内容的にはいろいろと勉強しなければならない点をたくさん含んでいます。

○金子(み)委員 プロジェクトチームのお話は初

めて伺いましたけれども、いつおつくりになつて、どんなメンバーでやつていらっしゃいますか。

○松田(正)政府委員 私は援護局長になりました

のは昨年の七月でございますが、九月にその指示

をいたしまして、援護課長がキャップでございま

す。そのもとに関係の課長、資料関係は業務一課

長等がござります。それから、関係課の補佐クラス若干名を加えて編成をいたしております。

○金子(み)委員 純粹に内部のプロジェクトチー

ムですね。外部から、先ほど御発言のあつた学識経験者などという方たちは入つていらっしゃらない。

○松田(正)政府委員 ただいま申し上げましたブ

ロジェクトチームは、援護局内の行政的なチームでございます。そのチームのいろいろな検討の結果を踏まえて、必要があれば学識経験者なり専門家の方の検討委員会をつくることも含めて検討をいたしました。

○金子(み)委員 この問題は、先ほども申し上げ

ましたが、昨年、平石議員が取り上げていらっしゃいますし、本日は私が取り上げたわけでありま

すけれども、ここへ来て急に取り上げただけではございませんで、さかのぼつてみますと、昭和二十九年に亡くなった人の中で滋賀県出身の人がおりまして、滋賀県の赤十字の支部からも要請が出ております。それからさらに、三十八年十二月に、いまは亡くなられましたが社会党の西村閑一衆議院議員が、やはりこの問題について陳情をし、そしてこの援護法の適用拡大解釈を要求していらっしゃったわけです。そしてさらに、四十二年秋には、滋賀県の行政監察局からも、役所の立場から、厚生省にこの処理について、議決者の遺族にも遺族年金あるいはその他の方法で援護法の手が差し伸べられるように解釈をするべきではないかということが要請されていました。

このようにたびたびいろいろな形で要請がなされているにもかかわらず、從来、厚生省当局となさっては何も具体的に進めようとしているつもりでなかった。そして、この法律は全然適用できな

いということでその都度、にべもなく断つていらっしゃることは事実だと思うのです。大変に残念なことです。

○野呂国務大臣 したことは事実だと思うのです。大変に残念なことだと思います。

○松田(正)政府委員 お役所ですから、法律の番人で

いたしまして、援護課長がキャップでございま

す。そのもとに関係の課長、資料関係は業務一課

長等がござります。それから、関係課の補佐クラス若干名を加えて編成をいたしております。

○金子(み)委員 純粹に内部のプロジェクトチー

ムですね。外部から、先ほど御発言のあつた学識経験者などという方たちは入つていらっしゃらない。

○松田(正)政府委員 ただいま申し上げましたブ

ロジェクトチームは、援護局内の行政的なチームでございます。そのチームのいろいろな検討の結果を踏まえて、必要があれば学識経験者なり専門家の方の検討委員会をつくることも含めて検討をいたしました。

○金子(み)委員 この問題は、先ほども申し上げ

ましたが、昨年、平石議員が取り上げていらっしゃいますし、本日は私が取り上げたわけでありま

すけれども、ここへ来て急に取り上げただけではございませんで、さかのぼつてみますと、昭和二十九年に亡くなった人の中で滋賀県出身の人がおりまして、滋賀県の赤十字の支部からも要請が出ております。それからさらに、三十八年十二月に、いまは亡くなられましたが社会党の西村閑一衆議院議員が、やはりこの問題について陳情をし、そしてこの援護法の適用拡大解釈を要求していらっしゃったわけです。そしてさらに、四十二年秋には、滋賀県の行政監察局からも、役所の立場から、厚生省にこの処理について、議決者の遺族にも遺族年金あるいはその他の方法で援護法の手が差し伸べられるように解釈をするべきではないかということが要請されていました。

このようにたびたびいろいろな形で要請がなされているにもかかわらず、從来、厚生省当局となさっては何も具体的に進めようとしているつもりでなかった。そして、この法律は全然適用できな

い妹は、純真な気持ちから看護婦を志願し、その後とい職に殉じ、かけがえのない命を失つた。

○野呂国務大臣 どうとい職に殉じ、かけがえのない命を失つた。

○松田(正)政府委員 まず第一に、引揚援護業務に従事した、そして

亡くなられた日赤の従軍看護婦さんに對して何らかの法律だけ盾にしていればいいのかもしませんけれども、この問題はそんなものではない

と思うのです。先ほどの大原議員のお話などを聞いておつても、この戦争の問題は非常に根が深く、複雑で、そして関係者も多く、いろいろむずかしい問題がたくさんあると思いますが、一つ一つ丁寧に処理をしていくのが戦争を引き起こした日本の国の政府の責任だというふうに私は考えるわけです。ですから、いまの厚生省がその責任を担当なさる形になつておりますので、ぜひお願ひをしたいと思うわけでございます。そのように簡単に法律で片づけてしまわないで、プロジェクトチー

ムをつくつてくださつたのは一步前進だと思います。ですから、そこで十分検討していただきたいと思うわけでございますが、必要なならば法律改正ということだつて考えていただくことは適當

ではないかと思います。これから先、これだけで

はなく、ほかにまだ出てくる問題があるだろうと思ひますので、その法律改正のことなども含めてこれからプロジェクトチームの活動を期待します。

戦後とはいえ、同じ国からの命令を受け、同じ

戦傷病者の救護に当たつた日赤の看護婦である。

一体どこにそんな差別をされる理由があるのか。ぜひとも納得のいく説明を聞かせてほしいのだ

と思う。

そこで、私は大臣に一つの手紙を読んでお聞かせしたいと思いますので、お聞きいただいた上

で、大臣がこの問題に対してどのように進め図つていこうと考えていらっしゃるか、そのお考えを伺わせていただきたいと思うでございます。

その手紙は一部だけにいたしますけれども、東京都の江戸川に住んでおられる矢沢重蔵さんといふ公務員の方からして、妹さんが亡くなつて

いるのです。

この気持ちはよくわかると思うのです。さきに赤十字の看護婦のための慰労金をつくるために非

常に骨を折つてくださつた野呂厚生大臣でありますから私はしつこく申し上げているわけなんですね。大臣がそのお立場でいまやつていただかな

いのです。今まで私が申し上げてまいりま

した殉職看護婦でございます。

妹は当時十七歳、うら若き乙女であった。よう

く戦後の平和な日が訪れ、夢多い青春時代をこ

れから迎えようとしていた矢先だというのに、まことに残念なことだ。

○野呂国務大臣 二つの問題についてお答え申し上げたいと思います。

○松田(正)政府委員 まず第一に、引揚援護業務に従事した、そして

亡くなられた日赤の従軍看護婦さんに對して何らかの法律だけ盾にしていればいいのかもしませんけれども、この問題はそんなものではない

と思うのです。先ほどの大原議員のお話などを聞いておつても、この戦争の問題は非常に根が深く、複雑で、そして関係者も多く、いろいろむずかしい問題がたくさんあると思いますが、一つ一つ丁寧に処理をしていくのが戦争を引き起こした日本の国の政府の責任だというふうに私は考えるわけです。ですから、いまの厚生省がその責任を担当なさる形になつておりますので、ぜひお願ひをしたいと思うわけでございます。そのように簡単に法律で片づけてしまわないで、プロジェクトチー

ムをつくつてくださつたのは一步前進だと思います。ですから、そこで十分検討していただきたいと思うわけでございますが、必要なならば法律改正ということだつて考えていただくことは適當

ではないかと思います。これから先、これだけで

はなく、ほかにまだ出てくる問題があるだろうと思ひますので、その法律改正のことなども含めてこれからプロジェクトチームの活動を期待します。

戦後とはいえ、同じ国からの命令を受け、同じ

戦傷病者の救護に当たつた日赤の看護婦である。

一体どこにそんな差別をされる理由があるのか。ぜひとも納得のいく説明を聞かせてほしいのだ

と思う。

そこで、戦後の非戦争業務の従事者であるから

援護法の対象には扱えない、こういう点について私は大変疑問に思う点もございます。また、

金子先生に対して同感な面もあるわけでありま

す。つまり、具体的に戦争任務はいつ終わつたのか、一応法的には明確にされておるわけでありま

します。具体的にいつ戦争というものが実態的に終わつたとみなすべきかという問題、もう一つは、そ

の戦争が終わつたからといって、実態としては戦

業務と同じような形において従事しておつたい

わゆる非戦争業務従事者、これを非戦争業務従事者として断定し得るのかどうか、大変心情的には

問題があるということでございます。したがつ

れば、この問題はやるときがなくなると思うので

いますし、どうか何か法律改正をするなり、ある

いは何かの方法を考えるなり、私は、大臣の温かい御配慮が願いたいと思って、お考えを聞かせ

いていかなければならぬことであろうというふう

です。

ございます。これに基づきまして、そういうたよ
うな特別の教育、訓練を受けた警防団員につきま
しては、法律改正以後、防空業務に従事する者と
して適格性を与えた、こういう法改正の経過
がございます。したがいまして、この十六年の法
改正以前の警防団員につきましては、そういった
ような法的地位が確認をされておらなかつた、こ
れが現在警防団員を一律に適用していらない基本的
な考え方でございます。

いま先生が具体的に実例でお示しになりました
昭和十四年の四月に高射砲の下敷きになつて亡くな
られた方のケースにつきましては、私どもも事
情は十分承知をいたしております。この件につき
ましては、警防団員ということでは、現在の法律
の適用關係につきましては残念ながらそのまま適
用するわけにはいかないというのが私どもの考
え方でございます。ただ、この太田さんのケースに
つきましては、いま先生御説明のとおり、その実
情におきまして非常に理解をしなければならない
点はたくさんあると思いますので、現在、警防団
員として適用するかどうかも含めて、前向きの方
向で検討をいたしているところでございます。

○森井委員 大臣がおかわりになりましたから、
昨年もお見せしたのですが、ちゃんと、警防団員
になりますためにはそれぞれ許令を受け取るわけ
でございます。それも民間の人からの許令ではあ
りません。警視庁もしくは警察署長なんです。そ
して、たとえば太田一夫さんの場合で申し上げま
すと、門司市警防團第一分團警護部班長ヲ命ズ
昭和十四年四月九日 門司警察署長 地方警視
北村何がし、こうなつてゐるわけです。すべて役
所から、その当時警察であつたようですが、
辞令を受けて警防団員をお受けする。ややこ
しい言葉で言いますと拝命すると申しておりま
したけれども、拝命しておつたわけですね。それに
基づいて、先ほど申し上げましたように、軍の命
令に服従をしておつた。これは眼従をしておつた
と申し上げていいと思うのです。これはその後の
調べで、昭和三十八年二月九日、門司市役所編さ

んの「門司市史」の第二編「警防團」に関する記
録の中に、私が具体的に指摘を申し上げました点
に承知をいたしておりますつもりでございます。
論に使いたいですから、ちょっとだけ読んでみま
すと「殉職ノ状況」として、この中に「門司市警
防團員第一分團警護員故太田一夫君ハ昭和十四年
四月九日警戒警報下命ノ爲出動任務ニ從事中特
命ヲ受ケ團員百五十名ト共ニ〇〇指揮ノ下ニ市内
風師山山頂ニ向ケ〇〇運搬作業中」あとは省略い
たしますけれども、最初の〇〇はもちろん軍隊で
す。後の〇〇は、これは高射砲です。そのことに
つきましては、一番後ろのくだりに注釈がついて
おります。「尙全君殉職ノ状況ハ之ヲ詳記スルコ
トヲ特ニ差控ヘ候ニ付御諒知下サレ度シ」こうな
つているわけです。

いずれにいたしましても、そういう状況の中
で、いまおっしゃったようく旧防空法の改正が行
われなくとも、これは具体的に生きた、その当時
警防團員が軍の指揮下に従つていろいろな行動を
行っておつたということの証拠がここで出てきて
いると思うわけでございます。局長は前向きに措
置をしたいとおっしゃいますが、私は昨年すでに
固有名詞を挙げて、軍の行動の一環としてやつた
のであるから、二つ申し上げました。一つは、も
ちろん個別救済をしていただきたい。これは遺族
から切々たる手紙が参つております。厚生大臣あ
つても参つておる。もう一つは、十六年以降しか
警防團員について適用しないというのはやはり片
手落ちではないか。引き合いに出すのはどうかと
思ひますけれども、たまたま一昨年きちと満蒙
開拓青年義勇軍が制度創設のときにさかのぼつ
て適用されたという経過から、もうこの辺で警防
團の關係につきまして、私は解決なさるべきで
はないか。

いざれにいたしましても、これはたくさんの人
数じやないと思います。言うなればレアケースだ
と思うのです。そういう点を考慮に入れられ
て、ぜひ制度の改正もお願いしたい、もう一度二
点について御答弁をいただきたいと思います。

○松田(正)政府委員 事実関係その他、先生のお
つしやるとおりで、私どもその間の事情は十分
に承知をいたしておりますつもりでございます。
個別のケースにつきまして、現行の援護法の適
用関係がどうなるかという問題と、それから、制
度論としましての昭和十六年以前の警防團につい
ての処遇の問題、この二つの問題を含んだ具体的
なケースかと思います。

先ほど申し上げましたように、警防團の團員が
警防團員として防空法上の防空業務に従事する適
格性を与えられた法的根拠は、御承知のように、
昭和十六年の防空法の改正以後でございます。そ
ういうことで非常に形式的でございますけれど
も、従来、警防團員ということで、具体的なケー
スをつくつてまいるということはむずかしいとい
うことをお答え申し上げてきたつもりでございま
す。

ただ、個別的にどのような解説、運用でこの
ケースが適用になるかという余地が果たしてある
のかないのか、それを含めて現在検討いたしてお
りますけれども、御事情は私ども非常によくわか
りますので、ただいまのところでは制度改正の問
題はもう少し時間をかしていただきませんと、な
かなか結論が出にくい問題でございますけれど
も、個別の問題としての解決の余地はあるかと
いうことで検討をいたしているところでございま
す。

○野呂國務大臣 旧防空法の改正をいたしました
昭和十六年以降の方で亡くなつたりあるいは傷つ
いた警防團員については援護法の対象といたして
おる。それに反して、十六年以前の警防團員は援
護法の適用を受けていないことについて余
り差別が大きいのではないか、問題点は、防空と
いう戦争公務についたかどうか、その実態論で考
えなければならない。現にこの仕事に従事すべ
く命令を下された。ただ、旧防空法の改正によ
り差別が大きいのではないかといふ問題によ
り、それが始まつておるわけですから、私は、この際
ぜひとと再検討願つて、十六年以降の警防團員
と同じように扱つていただきたいと思うのです。

これは大臣 いかがでしようか。

ですから、階級章もあったと思うのですけれども、
いざれにしても、そういう点から考え、しか
も、これだけならまだ根拠のないことになるわけ
ですけれども、いま私が具体的に指摘をいたしま
した太田一夫さんの、これは亡くなつた方ですか
ら、故太田一夫さんのような、現に軍隊の行動と
同じ立場で仕事をした方、繰り返し申し上げます
が、そう人数は多くないと思うのです。ですか
ら、さかのぼつて防空法の改正というようなかた
いことを言わずに、もともとが辞令によります行
為から始まつておるわけですから、私は、この際
ぜひとと再検討願つて、十六年以降の警防團員
と同じように扱つていただきたいと思うのです。

これは大臣 いかがでしようか。

○森井委員 警防團創設の根拠については御存じ
でしよう。

○松田(正)政府委員 存じております。

○森井委員 ですから、好き勝手に地方長官が警
防團をつくつたりつくるなかつたりということでは
はないわけです。一つのきちつとした国策によ
て警防團というものを地方長官がつくつて、そ
のためには防空の仕事をつけておつたという実態を
尊重しなければならないのではないか。こういう
観点で、先ほども局長からお答え申し上げました
とおり、これは急ぎ検討する問題である。できる
限り、旧防空法の規制を受けていない十六年以前
の一般警防團員につきましても、援護法の適用範
囲を拡大することができるのではないか。必ずし
も法律だけの問題で縛を引かず、そういう少し
応用をやっていけるのではないか。実態論
からそういう点を究明する必要がありはしないか
といふふうに考えるのでございまして、どうか、
いつまでも引き延ばすということではなくて、いま
森井先生の大変積極的な御意見に対して私も賛成
でございますが、十分ひとつ検討させていただき

たい。いつまでも引き延ばしではなくて、なるべく短い期間のうちに結論を出させていただきたいたい、そんな気がいたすわけでございます。

○森井委員 いまの大臣の御答弁と、それから具体的なケースについても速やかに措置をされるよう、強くお願ひをいたしておきます。

次に、前々から問題になつております満蒙開拓青少年義勇軍あるいは義勇隊については援護措置がとられることになつております。ただ、争いがございますのは、満蒙開拓青少年義勇隊といふのは開拓団も含むのだというが私どもが聞いている事柄でございます。厚生省の方は、義勇軍あるいは義勇隊と義勇隊開拓団とは違うのだ、こういうことで今まで至つているわけでございます。しかし、結論から申し上げますと、やはりこれは義勇隊開拓団の問題が解決をしなければ、満蒙開拓青少年義勇軍にかかる問題の解決にはならないというのが私どもの主張でございます。

そこで昨年、この問題について本委員会で附帯決議がついております。去年の三月七日です。その中の一項に「満州開拓青年義勇隊開拓団について関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。」といふくだりがございます。これは具体的にどういうふうな措置になつたでしようか。

○松田(正)政府委員 相当古い話でもございますので、旧満州地区を中心いたしました方々の詳細な資料等を得て真相を究明するはなかなか困難でございます。ただ、たとえば関係団体であります拓友会の御意見を拝聴いたしますとか、関連の団体等の当時の実情を聴取をいたすなど、せいぜい努力をしてまいつたわけでございますが、明確なかつこうで文書なり資料というかつこうでは当時の実情を把握することはなかなか困難でございました。

ただいま御提起になりました問題、青年義勇隊と一般的な開拓団との関係につきましては、現在の

取り扱いは、明確に一線を画すべきではないかと

いうのが私たちの基本的な考え方でございまして、青年義勇隊の隊員は内地で約一年、それから旧満州地区におきましても約二年、これだけの期間を経まして義勇隊をまあいわば卒業をする、こ

ういうかつて、一般的な開拓団の方に参加をするわけでございます。これらの義勇隊をいわば卒業いたしました、一般開拓団の方に入られた方々につきましては、ただいま申し上げましたようないろいろな関係の資料等を勘案いたしましても、

現在のところ、直ちに軍務に従事をした、あるいは現地の部隊に戦闘的行為によつて協力をした、こういう一般的な事実の確認をいたすことができなかつたわけでございます。

ただ、個々の具体的な、隊員を卒業して開拓団に入られた方々につきまして、当時の状況で戦闘に

参画した、こういう事実が具体的に認められる者につきましては、当然援護法の適用があること

でございます。また、当時の現地の官憲によりまして抑留をされた事実のある者につきましても、こ

れは一般開拓団というかつこうではなしに、抑留された事実に着目をいたしまして、援護法の適用

をいたしております。こういう状況でございます。

○森井委員 去年は、私は具体的に満州国防衛法、この問題を提起をしたと思うわけでございます。

これはちょっと事前にお断りを申し上げておきま

すが、いま満州というところはございません。現在、中国で東北地方と呼んでおりますから、そう

いうふうに受け取つていただきたいわけでございま

すが、要するに、この旧満州におきまして、満

開拓団に非常に関係の深い方です。何といいまし

ても、軍との関係と言えば開東軍に決まつて、あ

るいはこれは名前は挙げたと思うのですけれ

ども、たとえば元開東軍參謀片倉裏さん、この方

は開東軍司令部の第四課長、内政担当參謀だった

方なんですね。ですから、義勇隊あるいは義勇隊

開拓団に非常に関係の深い方です。何といいまし

たが、たしか名前は挙げたと思うのですけれども、松村智勝さん、この方も開東軍總司令部の參謀副長、こういった方々にも会つて話を聞くべきなさい、生きた証人じゃないですかといふことがあります。ただ、たとえば関係団体であります拓友会の御意見を拝聴いたしましたとか、関連の団体等の当時の実情を聴取をいたすなど、せいぜい努力をしてまいつたわけでございますが、明確なかつこうで文書なり資料というかつこうでは当時の実情を把握することはなかなか困難でございました。

ただいま御提起になりました問題、青年義勇隊と一般的な開拓団との関係につきましては、現在の

のですか。もう一人の方は亡くなつてゐるのですよ、惜しいことをしたと思うのですけれども。もうちょっと誠意を持って答えてください、どうい

う経過があつたのか。

○松田(正)政府委員 拓友会の皆さん方が、厚生省が非常に冷淡であるというふうにお受け取りに

なつたことにつきましては、まことに恐縮をいたしております。拓友会のみならず、関係団体、旧満州地区的関係は非常に多くあります。開拓団関係のものその他たくさんあるわけでございますが、

私も自身も片倉先生にはお会いをいたしましてお話を伺つたことがあります。これは開拓団といふことではございませんで、国際善隣協会という協

会がございます。この東北地区の委員会の委員長を片倉先生がやつておられますので、善隣協会へ出かけましてその話は親しく私も承つておりますし、また庶務課長もつい最近国際善隣協会を

通じましていろいろな話を伺つたところでございます。ただ、具体的な資料を整備するとか具体的な事例を整備するとかということころまで実はいつ

ておりますので、そういう意味で恐らく拓友会の方々も、取り上げる気持ちがまだ全然厚生省な

いんじゃないいかといふ受け取り方をされたのではないかと思いますけれども、今後いろいろな情報を集めることは私たちの仕事の重要な部分の一つ

でもございますので、十分に努力をしてまいりたいと存じます。

○森井委員 幸いなことにこのお二人と拓友会事務局長とのインタビューが録音テープにとつてあ

るそうですね。だから、十分ではないにしても具體的な話が聞ける。私どもが具体的に開拓団の問題につきまして、軍との関係についてしばしば指摘をいたしました。結局証拠がない、あるいは証

言が聞けないということであなた方はかたくなに断つていらつしやるとしか私は思えないわけであります。しかも、一年前に指摘をしておつてた

た回しか会つていらつしやらない。ですから

関係者は、非常に冷淡で、厚生省はやる気がな

い、ここまで言つておられるわけであります。野呂厚生大臣、まことに失礼ですが、その当時に、これはもう軍隊と同じではないか。したがつて、満蒙開拓青年義勇軍だけではなくに、義勇軍から移行していくた開拓団についてもぜひ保護の手を差し伸べるべきだ。とにかく何故写真を見せてもらつても、それは服装といい、兵隊さんと同じ写真ばかり出てまいります。あるいは開拓団の場合は、好きなところへ勝手に自分の土地をつくつて開拓をして、そして自分の収入にする、暮らしを立てるというような性質のものではないわけですから、ちゃんと満州拓殖公社から土地の割り当てを受けただけで、土地は個人のものにはならないのです。あくまで国家のものなんです。それに従事をするだけなんです。そう考えておきますと、訓練を受けたおつた三年間はいいけれどもそこを出たらもう開拓団だから軍との関係はなくなつたとおっしゃつても、これは筋が通らない。したがつて、いま私がここで口を酸づぼくして言いましても、あなた方はどうしたって対大蔵のこともあるんでしよう、厚生行政全般にかかる問題もありましようから、手がかりがなければ開拓団を援護法の枠内に入れるということはむずかしいということは理解ができます。ですから、むしろ必死で資料を集め、あるいは証言を聞くという積極的な活動が欲しいのです。これはかなり遅くなりましたがそれどころか、明確にしていただきたいと思います。

○松田(正)政府委員 ただいま先生御指摘の方向で努力をいたしまして、資料の収集等につきましては最善の努力をいたしたいと考えます。

○森井委員 これは去年も申し上げたので恐縮でありますが、関係者の言い分によりますと、内原

訓練所で約二カ月、そして現地で基礎と実務の三年の訓練を受ける、その後が問題なんでございまさですが、去年も私、具体的に指摘をいたしましたけれども、その後、それは期限は五年と聞いておりますけれども、開拓団訓練所というのがあったのですが、せんけれどもさらに五年間あつたという関係者の指摘がございます。現に私もある人の履歴を見ておりましたら三年の訓練を受けた後にまた開拓団訓練所に入つた、こう書いてあるわけでございます。こういった証言が非常に多いのですよ。去年の答弁は、定かに把握をしておりませんが、よく調べてみましょうという意味の答弁だったようだと思ひます、私の記憶に間違いがなければ。これはその後御追跡になりましたでしょうか。

○松田(正)政府委員 はなはだ恐縮でございますが、いたしておりません。

○森井委員 把握をしておらないわけですが、把握の仕方を具体的にお教えをいたします。

内原訓練所に入つた方がいらっしゃるわけですね。去年質問をいたしましたら人数まではお答えがございました。それでは、内原訓練所に入つた方々の有名な名詞まで把握していらっしゃいますかと聞きました。たとえば、援護局の業務課が持っておりますような軍人等の軍歴、そういうしたものと同じよう内原訓練所から満州に旅立つて、た方々の名簿、人数は昨年明らかになりましたが、固有名詞がありますか。もし、あるとすれば、それをたどつていけばともやさしいことで、満州へ渡つた方というのは全部で八万人余りいるわけですから、それどころか、具体的に追跡をする方法はきちっとしていると私は思うのです。そこから追跡をなさいますが。

○松田(正)政府委員 ただいま御指摘の固有名詞を記載した名簿は入手をいたしております。

○森井委員 それではお答えになりません。名簿がありますかと聞いたのと、それをお追跡なさったらどうですかと言つたんですから、それに答えてください。

○松田(正)政府委員 御指摘のようなその実情を把握するということにつきましては、名簿その他、もう一度関係者の御意見等伺いながら洗い直してまいりたいと思います。

○森井委員 全部で八万そこそこですね。それはもう物故なさった方もいらっしゃいましょうからまだ減つておる可能性が強うございますけれども、本気で調べる氣ならこの際調査に踏み切るべきだ。局長さん、あなたは去年の六月ですか、おかれになりましたわけですが、私どもは毎年毎年これを繰り返しているんです。しかも、どんなにその当時の義勇軍あるいは義勇隊開拓団の方々の写真を見せてもらつても、仕事中はそのほかの眼を着た形はないのです。もう全部軍服に近い服装をしていらっしゃるわけです。ですから、厚生省がお調べになる気なら、八万全部でなくともそのうちの抽出でもいいわけですから、私は少なくとも千か二千のサンプルでほほその当時の状況は出でくるのじゃないか、こう思うわけです。まず、そちらからの追跡をぜひやつていただきたいと思うわけであります。再度御質弁をいただきたい。ですから問題は、やる気があるのかないのかということですうんと違つてくるのです。私は名簿だって去年具体的に指摘をしたのです。固有名詞はわからないということだった。そして、今日に至つております。

大臣、済みません、御質弁願います。

○野呂国務大臣 私もこの問題は前から承つてはおりましたが、大変対象が大せいであり、その追跡調査も困難であるとは思いますがれども、急ぎ真剣にこれをやつてみたい。同時に先ほどいろいろなお話を承りましたし、第一に、開拓青年義勇隊と青年義勇隊開拓団と、まあ言葉をあつちこつち入れただけで、言葉の羅列が場所が変わつただけで、どうも言葉自体からも一体のもので、果たしながら明確に、義勇隊から開拓団に移つたからといって、戦争というものの業務に従事したという事実は、実態的には同じものだったのではないとかとさえ実は理解したいと思うのでござります。

したがいまして、先ほど局長が申し上げておりますとおり、一般的に申し上げて軍の命令を受けて軍事業務に従事していたという事実が現在のところ認められていない、とするのならば、恐らく同じような業務についていたものだという実態を調査しなければならないし、また五十四年の参議院において社会労働委員会でも「満州開拓青年義勇隊開拓団について関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること」という附帯決議もついておるわけでござります。

しょう。あるいは開拓団に移行した場合の関東軍との関係、特に北満の奥地、関東軍よりもさらに奥地で国境警備に当たったという、これは関係者のほとんどの方々の証言でございますから、そういった点についても当然掘り起こしていただきたい。

それから、私は今までどうしてもまだ胸に落ちなかつたわけであります、訓練所がございますね。そういうたところの具体的な訓練内容でござりますとかあるいはその当時の教官の名前でありますとか、私は全部が残っていないとは限らないと思うわけです。ですから、その当時の状況をこの際再現してみる厚生省の努力が欲しい。あるいは具体的に申し上げますと、関東軍特別大演習というのがございましたね。これにしても開拓団やあるいは義勇隊の人が参加をしたという指摘があるわけですから、そういたしますと、その当時の資料についても可能な限り集めることができるのではないか、私はこういう感じがいたします。

それから、現地におきましては、いままで政府の努力によりまして、たとえば東北地方へ遺骨の収集あるいは墓参団、そういうたった努力が続けられております。現に現地を訪れる方もかなりあ

るわけでありますから、そういうたところも一つの目安になるかもしれません。いずれにいたしましても、そういう具体的な事実を一つ一つ掘り起こしていただくということ。

それから、私どもがしばしば言つておりますよ

うに、たとえば「瀋陽開拓政策基本要綱」あるいは「青少年の送出に関する件」というふうなもの、幾つかその当時の日本の置かれておりました

戦争状態の再現をしてみる必要がある。先ほどは

お聞きをさせていただきまして、全部軍服だと申し上

げましたけれども、それを取り巻くその当時の政

治情勢、私は年ごろがそうですからはつきり覚えておりますよ。私の友人だつて、幸いに生きて帰

りましたけれども、滿蒙開拓青年義勇軍に行つたのです。ですから、そういうた當時置かれてお

りました政治状況。それから、具体的に申し上げ

ますけれども、義勇隊は訓練が済んだ、おっしゃるようになりますからもう申し上げませんけれども、よう勝手が、その当時許されたかどうかという状態。

くどくなりますからもう申し上げませんけれど

も、そういうたるもの、いま厚生大臣

から非常に前向きな御答弁がありましただけれど

も、事務当局も大臣の意向を受けてそこまで洗い直す。私は問題はやる気があるかないかにかかって

いると思いますので口を酸っぱくしているわけ

ですから、そういう努力をしていただきたい。こ

れはいかがでしょう。

○野呂國務大臣 隣で援護局長とも十分話し合つ

ております。積極的にこれに対しても一生懸命に

急ぎ取り組んで調査をいたします。

○森井委員 それでは、御決意のほどがわかつて

まいりましたので、本来でござりますと新たな観

点から開拓団について御指摘を申し上げたいと思

つておりましたが、来年、私どもよりはるかに詳

しい資料をお出しになることを楽しみにいたしま

して、この問題に対する質問は終わると思います。

そこで、話題が若干変わりますが、この戦傷病

者戦没者遺族等援護法などの外国人への適用の問

題について御質問をしたいと思うわけでございま

す。

これは在日韓国人あるいは在日朝鮮人の方から

しばしば非常に強い要望が参つておりますので、

御案内のとおりだと思います。ま

た、厚生大臣は、予算委員会等でも国民年金の加

入の問題等いろいろの指摘を受けられまして、頭

を抱えていらっしゃつたと聞いておるわけでござ

りますが、実は大臣、この法律も外国人、ながん

は原則は恩給法の適用があるのがたまえでござ

いまして、そういう意味では援護法は恩給法の補

完をするという役目を担つているわけでございま

す。したがいまして、現在援護法が持つておりま

す日本国籍に対象を限るというのも、そういった

ような恩給法等の関連もこれあり、その一環とし

ての援護法の性格を考えますときには、根っこに

なります恩給法の改正問題もあわせて検討いたし

ませんと国籍要件につきましての議論はなかなか

むずかしいということでおざいますけれども、そい

うのは台湾の方もござりますけれども、そういう

いた外国人の方につきましての援護法だけの適用

というのは、現在のところ非常にむずかしいかと

思います。

それから、これは恐らく答弁はこうだろうとお

っしゃつておりますが、日韓関係につきま

しては一応請求権關係は終了をいたしております

うのが現行のたてまえでござりますので、あえて

申し上げればそういう問題もあるということでござ

ります。

○森井委員 もう毎年質問をするものですから私

の方が質問するのがいやになつたのですが、局長

がおかわりになつたということでも一度お伺い

するのですが、軍需充足会社というのがあ

りまして、徴用工でその当時の日本人は全部必要

するのですが、軍需充足会社といふのがあ

りますが、軍需充足会社といふのがあ

本人でなければならぬ、こうなつておるわけですね。そういうことで除外していくというのは、もう私ども胸がちくちく痛みますよ。いま韓国にいらっしゃる、あるいは朝鮮民主主義人民共和国にいらっしゃるそぞろにいつた戦争犠牲者の皆さんにまで適用しろということになりますと、いまの法律ではかなり無理が出でまいります。しかし、現に日本に居住しておられる、戦前もそうだった、徴用工員なら徴用工具になつたときも同じだった、ずっと引き続いで日本にいらっしゃる方は、私はあなたがどんな御説明をなさいましても、たとえば年金とか恩給とかいうものと一緒にはできないと思いますよ。これは国家補償なんだから。年金は野呂大臣が非常に詳しいわけでありますが、年金は国家補償だ、こうおっしゃいましたから、日本語に直せば、一緒にすけれども、中身は違うと私は思う。つまり、戦争によって日本が迷惑をかけた、そういう形で特別の観点から理解をしていかなければいけないと思うわけです。ですから、これは引き合ひに出すのは私も気がひけるわけでございますが、おとしの本委員会におきまして、たまたま大臣が予算委員会でお留守のときに、その当時の戸井田政務次官がいらっしゃいましたから、これと同時に講論をいたしましたら、戸井田さんが、恐らくほんとうとされたんだろうと思うのですけれども、それは確かにそうだ、こうお答えになつています。その一部で恐縮であります。が、「私は、そういう特殊な状況の中における特殊な判断といふものがあつていいものと思います。そういう意味から考えて、前向きでひとつ検討をしてみたいと思ふります。」こういう答弁があるのであります。大臣がたまたま予算委員会に出ておられまして、大臣の代役をなさった副大臣とも言うべき政務次官がありますけれども、私は政治家戸井田さんの人柄がでわかると思うのです。

か、ちょっとと舞台が広いものでござりますから明確にお答えができるないのは大変恐縮でございますが、確かに援護法と恩給法との関連の問題は外交ベースで処理るべき一つの問題もあります。だから、総理府とそれから私の方の厚生省と、さらに外務省、この三体が一体となって、つまり政府としてこの問題をどうするか、どの範囲まで検討されるのか。全部というわけにはまいりますまい。それだけに、たとえば受けている人が現在日本国籍を持つていて、あるいは何年以上勤務しておったとか、いろいろ具体的な問題も考えて、しかもそれは国際的に当然認められるべきものかどうか。しかし、それならば在日朝鮮人の方々、韓国人の方々もいろいろ検討するとして、では台湾の国籍を持つていた人、これは一体どうするのだという問題にまで影響してまいるわけでございますから、単に国内だけの問題ではないだけにこれは厄介な問題だと私は率直に考えるわけでございます。しかし、いまの御指摘のように、前向きにこれは政府の問題として一応検討しなければならないのではないか、こういうふうに考えますので、関係省庁と少し知恵をしぼつて、従来に変わらざる答弁でなくともと具体的に、こういう点に問題がある、せめて問題点だけでもはつきりさせて、それが間違っているかどうか、あるいは御指摘が得られるならばそれは別として、そこまでひとつ詰めていただきたい、かように考える次第でございます。

昨年の質問の際に、当時の局長さんあるいは大臣のお答えの中でわかつたことは、国との間にいわゆる使用関係があつたかどうか、これが一番問題でございました。この引揚業務につきましては、マッカーサーの指令によりあるいは連合軍の指示を得て政府の行う業務として、その担当が厚生省、そういう形で引き揚げが行なわれたわけです。が、その要請に基づいて日赤は救護看護婦として戦争中に海外に派遣をし、そして戦争が終わつた。戦争が終わつて、負傷した傷病兵その他をもう戦争が終わつたから、私たちには解任されたから帰ります、こういう立場になつたわけですけれども、それではどうにもならないということから、厚生省の要請を受けて再び残留勤務についております。そして、残留勤務について、今度引き揚げが開始されますと、さらにその引き揚げにおけるところの看護等につきましても、当時の、今までいう厚生省は日赤にそれを要請し、さらに補充要員として新たに派遣した看護婦さんもある。こういう状況で引揚業務が行われ、そしてその業務中にいわゆる殉職をされ、あるいは公務に起因をして不慮の事故に遭つたといった看護婦さんが三十二名。これらの処遇について、日赤にに対する要請をし、日赤が協力をしてくれたことだから、それは日赤の業務でございまして國の方とは関係がありませんので、したがつて、これについて戦傷病者戦没者遺族等援護法に準ずるような処置はとれない、これが昨年のことでございました。

問題でございまして、これには二つの問題点があります。

その第一番目は、かような日赤の救護看護婦さんたちが、引揚業務、これは戦争と非常に密接な関係がござりますけれども、こういった業務に從事をいたしました時期の問題が一つございます。つまり、現在の援護法は戦争公務あるいはその公務に準すべき業務の間に起つた死亡、傷害、こういったものにつきまして何らかの補償を考えていくというのがたてまえでございますので、引揚業務というものがそういった期間の中になされたかった、あるいはなされたと考えるのか、こういう問題点が一つございます。

それからもう一つは、ただいま先生御指摘の使用関係の問題でございまして、これを御案内のとおり昭和二十一年に厚生省と日赤とが協定をいたしましたその中身を考え方がら、形式的にあるいは実質的にどのような使用関係にあつたかという問題。この二つでございます。

私どもの現在までの取り扱いは、前者につきましてもまた後者につきましても、援護法を適用するだけの要件を満たすものではないということを前回からも御答弁を申し上げているところでございまして、この点は、取り扱い上はそういうことで今まで至っているわけでございます。

ただ、こういったような業務の方々が、現在処遇をいたしておりますとの日赤看護婦あるいは海軍の看護婦さん、こういった業務形態あるいはその中身につきまして、全然変わらないじゃないか、こういう御議論は確かにそのとおりだと思うわけでございますけれども、現行法の適用の問題といたしましては、ただいま申し上げました二点が非常にネックになろうか、こういうことでございます。

○平石委員 その二点について、いわゆる戦争後の行為であるから、その点は私しばらくおきました。だから私は、この法律そのものを適用しようといふのではない。法律に準じた何らかの形がと

れぬかということを申し上げておるのであります。

そこで、次の二番目の問題です。これは昨年も論議を交わしたところですが、いわゆる使用関係にあつたかどうかということについては、国は引き揚げの業務の全体について責任がございません。そして、その責任を一部、引揚担当について、いわゆる船を運航し、引き揚げを担当するところについて、これは日赤が部分的に責任がございました。その部おおきなればならない問題であるということを申しますので、直接、日赤の看護婦さんと国との関係におきましては、いわゆる使用者、被用者とい

う関係が成立しにくいのではないかということです。

私は思いますが、それらの機関の担当者に預けたから

とだと思うのであります。したがいまして、確かに日赤の看護婦が引揚業務に参加をした、これは國の要請、決して國は責任を回避すべきではないと

おります。

○平石委員　いまお聞きしたのは、國が免責になりますかということですよ。厚生省のいまの論法からずつといきますと、一切頼んでしまったからには責任がないと。業務を行う範囲においての業務遂行責任は、それは当然のことですよ。当然なったかどうか。免責にはならぬと私は思う。どうです。もう一回、簡単にお願ひします。

○松田(正)政府委員　責任をどういうふうに解釈するかの問題であろうかと思ひます、個々の日赤の看護婦さんを対象にいたしまして、ダイレクトに國が補償するとか慰労するとかという意味で直接的な責任はないというように考えておりま

す。

○平石委員　事故が起きたときに、そういうた大海外からの引き揚げを行つたときには危険が伴います。そういう危険負担一切、危険と言ふたらちょっとと言葉が適切でございませんが、そ

ういう事故が起きた、そして一命をさしだしてしまった、殉職した。國のために働いた、これは間違いない。お國のために働いて、殉職をせられるような危険のあることを國は頼んでおるのです。予想せられることですよ、これは。だから、それは万遺漏なきよう日赤としてもやつたと私は思ひますし、それを担当いたしておりますのが厚生省でしたく、こういうような趣旨のことをお答え申し上げたかと思います。確かに、引き揚げの問題全體につまましては、これは國の事業でもござりますし、それを担当いたしておりますのが厚生省でございますので、引き揚げ全体の業務は確かに國、つまり厚生省の責任で行われたことは事実でございますが、個々の部門、特に日赤にお願いをいたしましたのは、當時看護婦等の医療関係者の不足、そういうことから日赤にその部分をお願いをいたした、こういう関係にもござりますの

で、その部分につまましては、協定書にもござりますように、給与等の支払いも日赤にお願いをいたして、責任を持つて日赤がその体制の中で実施をすることになつておるのでござりますので、直接、日赤の看護婦さんと國との関係におきましては、いわゆる使用者、被用者とい

う関係が成立しにくいのではないかということです。

それで、この問題については終わらしてい

くことがあります。

○野呂国務大臣　いま局長が答えておりますことは、決して國に責任がないと申し上げておるのでありますけれども、やはりそのように危険の伴う行為を要請をして行わしめた、これらについても免責されますか。

○平石委員　いまの大臣の答弁は、一応前向

きます。

○平石委員　いまお聞きしたのは、國が免責になりますかということですよ。厚生省のいまの論法からずつといきますと、一切頼んでしまったからには責任がないと。業務を行う範囲においての業務遂行責任は、それは当然のことですよ。当然なったかどうか。免責にはならぬと私は思う。どうです。もう一回、簡単にお願ひします。

○松田(正)政府委員　責任をどういうふうに解釈するかの問題であろうかと思ひます、個々の日赤の看護婦さんを対象にいたしまして、ダイレクトに國が補償するとか慰労するとかいう意味で直接的な責任はないというように考えておりま

す。

○平石委員　事故が起きたときに、そういうた大海外からの引き揚げを行つたときには危険が伴います。そういう危険負担一切、危険と言ふたらちょっとと言葉が適切でございませんが、そ

ういう事故が起きた、そして一命をさしだしてしまった、殉職した。國のために働いた、これは間違いない。お國のために働いて、殉職をせられるような危険のあることを國は頼んでおるのです。予想せられることですよ、これは。だから、それは万遺漏なきよう日赤としてもやつたと私は思ひますし、それを担当いたしておりますのが厚生省でしたく、こういうような趣旨のことをお答え申し上げましたとおり、これは支給されたという事実、これはやはり雇用関係からくる日赤の扱いであると思ひます。しかし、その責任は國にないということを申し上げておるわけではありません。したがいまして、先ほども金子先生にもお答え申し上げましたとおり、これは十分考へなければならぬ問題である。この遭遇に對しましては、政府としては積極的に問題の解決に当たりたい、こういう前向きな姿勢を局長も答弁をいたしております。私も、これは政府の責任者として、御指摘の日赤看護婦が引揚業務に当たつたこの事態、これはやはり國の要請を受け、そして日赤本社の直接の雇用関係においてなされた戦争公務というものは、これは十分に考へていかなればならない問題であるということを申し上げたいわけでございます。

○平石委員　いまの大臣の答弁は、一応前向

きます。

○平石委員 いまの数字を教えていただきたい、遺族年金につきましても約五分の一に下がつておる、こういうことがうかがえます。このように、ずっと受給者がなくなるという語弊がありますが、少なくなるてくるということは、だんだんと高齢化が進んで受給者がいなくなつてくる、これを示しておると思うのです。だんだんと受給者数が落ちてくるということは、これから新たに請求をしようといったような場合に、高齢化が進んだことがこの数字の上で明らかになりますと、やはり新たに申請をしようかという方々が、自分を立証するために、いろいろな証拠といいますか、あるいは証言といいますか、こういったものを集めなくてはなりません。それもだんだんとそういう証人になつてくれる人、兵隊さんで言えば隊長さんあるいは戦友、こういった方々もずっと少ないは証言といいますか、こういったものを集めている新たに申請をしましても、その証拠の立証がなかなかむずかしい。これは証拠が散逸をする、くくなっているわけです。だから、三十年余りたつてしまふけれども、いま御指摘のように、遺族年金等を裁定するに当たりまして、私たちは決して冷淡に扱つておるわけではありません。ただ、不必要な資料を要求をしたり、あるいは曲げて事実を解釈をいたしましたり、そういうことのないようには、私は責任者の一人といたしまして常に注意をいたしておりますところです。片や廃止に、片や実情に応じてというのが行政のあり方であろうかと考えております。したがいまして、そういう方向で、今後とも申請者の立場を尊重しながら、しかも行政の厳正さを欠かない、こういうことで対処をしてまいりたいと考えております。

そういう中で、現在私にもいろいろな相談が参りますが、挙げてそういうことが一番みんなが苦労しておるところです。そして、厳格な審査をせられ、決定を受けるということになりますと、ほとんどの者が、まあほとんどとは言えませんけれども落ちてしまう、却下される、こういう形において、先ほど資料をいただきましたけれども、過去七年間の不服申し立て、異議申し立ての件数を見てみると、年々異議申し立ての件数が非常にふえてきておるわけです。私はそこに関連が出でておると思うのです。だから、もうそんな条件はつけるな、このように言いたいけれども、そういうわけにもまいりませんので、法の許す範囲、取り扱いが可能な範囲においてそういう取扱いができないもののかどうか、一言お答えいただきたい。

○松田(正)政府委員 遺族年金の数が激減をいたしておりますことは、いま申し上げたとおりでございます。現在の受給者の平均年齢は約六十歳だと記憶いたしております。したがいまして、相当老齢化しておりますし、またこれからもだんだんと記憶いたしております。したがいまして、相当落ちてくることは、これから新たに請求をしようといったような場合に、高齢化が進んだことは必ずしも好ましい傾向を示しておると思うのです。受給件数が当然減ることを示しておると思います。だんだんと受給者数が落ちてくるということは、これから新たに請求をしようといったような場合に、高齢化が進んだことは必ずしも好ましい傾向を示しておると思います。遺族年金あるいは傷害年金につきましては、最近に至りまして範囲の拡大等を実施をいたしておりますので、その減り方あるいはふえ方、いずれの方にも考へられる数字でございますけれども、いま御指摘のように、遺族年金等を裁定するに当たりまして、私たちは決して冷淡に扱つておるわけではありません。ただ、不必要な資料に得られる資料で正しく裁定をする、これが本来の行政の姿勢だと思います。ただ、不必要な資料を要求をしたり、あるいは曲げて事実を解釈をいたしましたり、そういうことのないようには、私は責任者の一人といたしまして常に注意をいたしておりますところです。片や廃止に、片や実情に応じてというのが行政のあり方であろうかと考えております。したがいまして、そういう方向で、今後とも申請者の立場を尊重しながら、しかも行政の厳正さを欠かない、こういうことで対処をしてまいりたいと考えております。

それからなお、援護審査会に対する不服申し立てが多い、これもそういう事情を反映しておるのではないか、こういう御指摘でございます。なるほど、そういう点も全然ないとは申し上げませんけれども、これが戸籍の上で養子としての縁組みができない、そういう立場です。小さいときに行政の厳正さを欠かない、こういうことで対処をしてまいりたいと考えております。

このケースは高知県の方なんですが、いま答弁の中にありましたように、法律上はこの人はそのままにあります。お父さんも亡くなりお母さんも亡くなつた、そして扶養する者もないから、きょううだいである弟の方のおじさん、おばさんのところで養育されて大きくなつたのです。ところが、お父さん、お母さんが亡くなつたのですから、法律上は家督相続人として、小さいときに戸主になつてしまつた。ところが一方で、おばさんのところに行つて育てられて兵隊に行きましたけれども、法律上これが養子ということになり得ませんから、事実上大きくなつて、そこから出征をしたというケースなんです。

こういうことを考えたときに、却下の理由はなに、これは事實上の親子であった。弔慰金までらつたものを実家の者が宮地さんというおばあちゃんに持つていてやつておる。そのようなことを考へたときに、これはやはり却下すべきじやないじやないかという気が私はするわけです。七十二歳になつたこの宮地繁美さんという高知市内のおばあちゃんが一人でそのことを一生懸命に私に訴えた。だから、これがいま不服審査に基づいて審査にかけられておりますけれども、審

査をどうのこうのは私は言いませんが、今まで決定をされた厚生省のこの取り扱い、審査の仕方、決定のあり方、いま答弁にありました。事実上のことをよく、客観的に見ていただくことも結構ですが、やはり温情を持つて見ていただきたい。そして、ただ一つかえておることは、戦地から来ておるはがきの中におじちゃん、おばちゃんが書いてあるわけです。おじちゃん、おばちゃんと書いてあるから親子でないというが一つの問題ですけれども、よく聞いてみますと、この人が養家に入つたのが十一歳か何ぼですよ。それまでおじちゃん、おばちゃん言うておつたから、いまさら何か恥ずかしいというか、そういう気持ちで兵隊に行くままでつとおじちゃん、おばちゃんを通してきたわけです。ところが、隣近所での話の中では、うちのおやじが、うちのおふくろがとういう話があつたということの隣近所の民衆委員、隣近所の人からの証明も出でるわけです。うちではおじちゃん、おばちゃんで来ておるわけです。

そういう状況でござりますから、私はどうせいい、こうせいとは申しませんけれども、この一事例を見ても、客観的な中にもうつと温情味のある取り扱いをしてもらいたい、こう思つてここで申し上げておるわけですので、ひとつこれは大臣にお答えをいただきたいと思います。

○野呂國務大臣　局長も温情味を持つてこの解決に当たりたい、こういうことでござりますから、局長から答弁させます。

○松田(正)政府委員　前向きで検討いたしまして結論を出す予定でございます。

○平石委員　それでは、今度は陸海軍看護婦について。これは日赤の救護看護婦の処遇が終わりました。同じような立場において陸海軍の看護婦もこのことについての要請が来ておろうと思いますが、大臣、今年の予算の中で千七百万の調査費を組んでいただけですが、この調査はいつごろをめどにして調査せられるのか、調査の内容等おわかりになればお示しいただきたい。そして、これの調査が終われば大体いつをめどに実施

をしたい、こういうことなのか、それもあわせお伺いしたい。

はできないのじゃないか。もちろん本人の努力も必要です。本人自身が社会に復帰するためには習慣を早く勉強し、言葉にもなるということが必要ですが、このようなことについて国はいました。具体的にまだ最終結論を持つておるわけではありませんけれども、現在のところ各都道府県を通じましてとの陸海軍の看護婦さんの名前をそれぞれの名簿から抽出をいたしまして、その方々にそれぞれ調査票を配付いたしまして所要の事項を記載をしていただく。所要の事項の中心は

外地における勤務地、勤務年限、これが中心になりますかと思います。実施の時期は来年度早々も実施をいたしたい。その後どうするかということです。ござりますけれども、早々に実施をいたしますので、できるだけ早く実態調査の結論をお出しいたしまして各省府検討の上で方針を決めたい、こういうことでござります。

○平石委員　いまの御答弁で大体わかりましたが、特に野呂大臣はこれについては積極的な姿勢を前々から持つておられましたし、安心をしておるわけですが、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、中国からいま里帰りが出ておる。これは質問通告に出してございませんでえらい失礼でございますけれども、急に質問の事項に入れさせていただいたわけです。国交回復に伴つて中国から大変里帰りもござりますし、あるいは日本に帰つていわゆる永住する、こういった方がたくさん出てまいりました。私ども高知県の方にも大変帰つてきておるわけですが、ところが、この人たちは日本の社会に復帰をして日本で生計を営むといふことになりますと、言葉の障害がござります。それからその他、私たちみなれな者も多うございますので、その道の専門家を集めまして、一体どういうふうにすれば帰つてこられた方が不安げなく生活が送れるような素地ができるか、こういったようなことが起きておるわけです。したがって、今まで育つてきた習慣が違う、そして日本本の職場へ入りましていろいろとそういったようなことから思わずトラブルが出てくる、こういったようなことが起きています。

○平石委員　大体そういう形で考えていらっしゃるということは非常に結構なことです。現実に問題で恐縮でございますが、お答えをいただきました。具体的に生活指導、それから習慣を教える、言葉を教える、これをやっておるわけです。この「委員長退席、越智(伊)委員長代理着席」につきましては、私たちもその立場を考えましてできるだけの手厚い援護をいたしたいということでおこなって努力をいたしております。特に五十五年度でござりますけれども、早々に実施をいたしますので、できるだけ早く実態調査の結果をお出しいたしまして各省府検討の上で方針を決めたい、こういうことでござります。

〔委員長退席、越智(伊)委員長代理着席〕
○平石委員　中国からの引揚者の問題につきましては、私たちもその立場を考えましておこなっております。特に五十五年度でござりますけれども、早々に実施をいたしますので、できるだけ早く実態調査の結果をお出しいたしまして各省府検討の上で方針を決めたい、こういうことでござります。

はできないのじゃないか。もちろん本人の努力も必要です。本人自身が社会に復帰するためには習慣を早く勉強し、言葉にもなるということが必要ですが、このようなことについて国はいました。どのように対応しておられるのか、えらい突然の質問で恐縮でございますが、お答えをいただきました。具体的にまだ最終結論を持つておるわけではありませんけれども、現在のところ各都道府県を通じましてとの陸海軍の看護婦さんの名前をそれぞれの名簿から抽出をいたしまして、その方々にそれぞれ調査票を配付いたしまして所要の事項を記載をしていただく。所要の事項の中心は

外地における勤務地、勤務年限、これが中心になりますかと思います。実施の時期は来年度早々も実施をいたしたい。その後どうするかということです。ござりますけれども、早々に実施をいたしますので、できるだけ早く実態調査の結果をお出しいたしまして各省府検討の上で方針を決めたい、こういうことでござります。

○平石委員　大体そういう形で考えていらっしゃるということは非常に結構なことです。現実に問題で恐縮でございますが、お答えをいただきました。具体的に生活指導、それから習慣を教える、言葉を教える、これをやっておるわけです。この「委員長退席、越智(伊)委員長代理着席」につきましては、私たちもその立場を考えましておこなっております。特に五十五年度でござりますけれども、早々に実施をいたしますので、できるだけ早く実態調査の結果をお出しいたしまして各省府検討の上で方針を決めたい、こういうことでござります。

はできないのじゃないか。もちろん本人の努力も必要です。本人自身が社会に復帰するためには習慣を早く勉強し、言葉にもなるということが必要ですが、このようなことについて国はいました。どのように対応しておられるのか、えらい突然の質問で恐縮でございますが、お答えをいただきました。具体的にまだ最終結論を持つておるわけではありませんけれども、現在のところ各都道府県を通じましてとの陸海軍の看護婦さんの名前をそれぞれの名簿から抽出をいたしまして、その方々にそれぞれ調査票を配付いたしまして所要の事項を記載をしていただく。所要の事項の中心は

外地における勤務地、勤務年限、これが中心になりますかと思います。実施の時期は来年度早々も実施をいたしたい。その後どうするかということです。ござりますけれども、早々に実施をいたしますので、できるだけ早く実態調査の結果をお出しいたしまして各省府検討の上で方針を決めたい、こういうことでござります。

〔委員長退席、越智(伊)委員長代理着席〕
○平石委員　大体そういう形で考えていらっしゃるということは非常に結構なことです。現実に問題で恐縮でございますが、お答えをいただきました。具体的に生活指導、それから習慣を教える、言葉を教える、これをやっておるわけです。この「委員長退席、越智(伊)委員長代理着席」につきましては、私たちもその立場を考えましておこなっております。特に五十五年度でござりますけれども、早々に実施をいたしますので、できるだけ早く実態調査の結果をお出しいたしまして各省府検討の上で方針を決めたい、こういうことでござります。

あるのなら、応分の予算をもつてこれらにある程度助成もする、こういった形でこれを育ててほしいと思うのですが、その点よろしくお願ひをしたいと思うのです。ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○松田(正)政府委員 高知県の実例をお話を伺つたわけでござります。まことに結構なことだと思います。早速県の方とも相談をいたしまして、そういうふたのような善意のグループの方々にどのように御協力を願えるか、もし御承知をいただけるのであれば生活指導員等というようなことになつていただきまして、より積極的に事業を進められるようによく県と相談をいたしたいと思つますが、経費の点につきましては、こういったものをどういうふうに進めていくか、まだことし始めたばかりの事業でございます。そういうことを考慮しながら検討いたしてまいりたいと思います。

○平石委員 それでは、積極的なそういう姿勢を多とするわけですが、いずれにしましても、これからだんだんそういう形のものが多くなりますので、積極的にひとつ取り組んでいただきたい。それに対する予算措置は今年から始めるということについては、現在どつておりますか、どうですか。とつておればお示しいただきたいと思いますが。

○松田(正)政府委員 そういう活動の経費は現在予算に計上いたしておりません。○平石委員 それは予備費か何かでやろうかといふところですか。

○松田(正)政府委員 まだ予算の審議中でござりますので、何とも申し上げられませんけれども、検討するといだしましても来年度以降ということになりますかと存ります。

○平石委員 それでは、これで終わらせていただきます。

○葉梨委員長 次に、伏屋修治君。

○伏屋委員 私は、今会期から社会労働委員のメンバーになりましたので、非常に認識のずれがあります。

私は、まず最初に、先ほど森井委員の方から質問がございました、韓国人であるがゆえにいわゆるいま審議中の援護法の適用を受けられない、この問題について二、三質問をいたしたいと思います。

仙台在住の三十九歳になる在日韓国人の記事がございます。その中に「日本の侵略戦争に強制的に協力させられて死んだ父を、こともあろうにその侵略戦争の象徴である靖国神社に合祀するなどもってのほかだ」という発言が記事になつております。「日本人として死んだから靖国にまつるというが、遺族補償は日本人でないから一銭も出さない」こういうような記事がございますが、現在そういうような靖国神社の合祀の事実というものが、

その点お答えを願いたいと思います。

○松田(正)政府委員 聞くところによりますと、実態としてそういう措置がとられている向きもあるというところでござりますが、この靖国神社合祀の問題については厚生省は全然関知をいたしておりません。

○伏屋委員 先般、さきの予算委員会の集中審議の中でも、私どもの同僚議員の草川委員がいわゆる在日韓国人の年金問題について触れておりました。それに対しても、やはり日本国籍を有しないからという答弁に終始しておるよう聞いております。しかし、いまの税の体系が違うということをお話でござりますけれども、税を納めておることにおいては事実でございます。そういう面も勘案するならば、その面をもう少し重視する中で考えていいつていただきたい、こういうことを私は強く要望するわけでございます。

○松田(正)政府委員 調査をいたすことができるかどうか、ちょっとここでは直ちにお答えいたしかねます。

○伏屋委員 では、その問題はそれくらいにしておきましょう。

先ほど森井委員の方から、大臣の想定答弁といふようなことも交えながら質問をされました。現

本国籍を有しないからというような答弁が返つてくるのではないかと思います。しかし、現実的に

は在日韓国人の皆さんはそれぞれ納税をしておられるわけでございます。税を納めておられるだけがございます。税は納めさせるけれども、そういう給付の対象というものでは完全に除外する、そ

ういうところに非常に矛盾を感じるわけでござりますが、そのあたりのお考へはどうですか。

〔委員長退席、住委員長代理着席〕

○松田(正)政府委員 援護法のたてまえは、国が戦争公務あるいはその公務に準すべき業務について使用者という立場あるいは使用者に准すべき立場として、その対象になる者について遺族年金な

う

つこうで補償をするというのがたてまえでござります。したがいまして、現に国内に住んでおられる外国人の方が、所得税その他納税をさせるといふたてまえとは全然異質のものだというふうに理解をいたしております。

○伏屋委員 先般、さきの予算委員会の集中審議

中でも、私どもの同僚議員の草川委員がいわゆる在日韓国人の年金問題について触れておりました。それに対しても、やはり日本国籍を有しない個人の国際人権規約というの個人の尊厳性を重んじたのが主流でございます。そしてまた、その個人の尊厳からしましても國が個人的な差別を行つてはならない。これが主流であると私は考えております。そういうことから、一片の国家賠償法

があります。そのうえで、この問題についての

形式的な、人権規約との関係でその法律関係はどうなるかということを申し上げたわけでございまして、世界のそれぞれの人間が人間として尊重されるということについては、私も当然異存があるわけではございません。

○伏屋委員 この考へについて大臣のお考へもお

聞きしたいと思います。

○野呂国務大臣 問題が二つになつておりまして、先ほど局長も答弁申し上げましたとおり、国

つまり、恩給法の適用にならない部分につきましては、恩給その他の関連等もございまして、なかなか援護法が働いてくるというのが本来の制度の根本にあるわけでございまして、そういう意味で援護法だけが国籍要件云々というふうにつきましては、恩給その他の関連等もございまして、なかなかむずかしい議論であろうかと思います。

それから、国際人権規約、これは先般の国会で

批准をされたわけでございますが、ちょっといま

条文を持っておりませんけれども、たしか国家補

償的の施策につきましてはこれを除くことができ

るような規定があつたはずでございます。また、

社会保障的な施策につきましても漸進的にこれを

実施するというような規定もたしかあつたわけでございまして、援護法の規定につきましては前者の国家補償ということで、これを各外国人に及ぼさないことをもつて直ちに国際人権規約に違反す

るものではないというふうに了解をいたしております。

○伏屋委員 先般、さきの予算委員会の集中審議

中でも、私どもの同僚議員の草川委員がいわゆる在日韓国人の年金問題について触れておりま

す。それに対しても、やはり日本国籍を有しない

からという答弁に終始しておるよう聞いておりま

す。しかし、いまの税の体系が違うということをお

ぎます。しかし、いまの税の体系が違うといふお

話でござりますけれども、税を納めておることお

ぎます。そういう面も勘案する

ならば、その面をもう少し重視する中で考えて

いいつていただきたい、こういうことを私は強く要望

するわけでござります。

もう一点、それと関連しまして、昨年の国会で

批准になりました国際人権規約がござりますが、

それに関連しまして厚生省はこの援護法適用範囲

といふものなどのように考えられておるか、そ

の辺をお伺いしたいと思います。

○松田(正)政府委員 援護法の適用につきましては、援護法の給付

は本来軍人及び軍属あるいは準軍人を含めました

軍人軍属というものに対する国家的補償の補完的

際人権規約を批准した今日、国民年金について日本との関連をどう解決していくかという問題、もう一つは援護法を日本の軍人であつたり軍属であつた韓国人に対して適用すべきではないかというものと、問題を一緒に論議できないと思います。

まず、国民年金の問題につきましては、いまお答え申し上げておりますように、二十五年と二十一年の間掛金を掛けていたので、その結果支給の対象となるという性格を持つておる。したがいまして、途中で國に帰られたといった場合にその権利保全をどうするかという技術上の問題が出てくるではないか。したがつて、いま日米間で協議をいたしておりますように、この種の問題については二国間協定方式で話を進めていかなければならぬ。しかし、韓國には国民年金もしくはこれに似通つた制度というものがいまのところありません。したがつて、日米間におります二国間協定方式をもつてしては解決の方向がいま見出されない。したがつて、どういうふうにこれを持つていくかについては十分検討いたしますが、ただし、二国間協定方式で両国間で詰めていくということしかないではないか。今までの韓国側との話し合いの過程では、この問題についてはこちらとして何も積極的な姿勢を示していない、日本側として回答いたしていないという経緯もございます。しかし問題は、日本と韓国との今までの深い関係というものを判断いたしますならば、これについても積極的に検討させていただきたいということをお答え申し上げてきたわけでございます。

さて、本論でございます、かつて日本軍人ある

いは軍属であった韓国人あるいは朝鮮人に援護法を適用するかどうかという問題につきましては、恩給、援護法とともに日本人という国籍を必要とするということが大きな要素であることは御承知のとおりであります。この問題でございますから、仮に援護法は日本国籍を持たなくともいいという判断はもちろんできない。ことに、恩給の補完的

な性格である援護法といたしましては、恩給と絡んでこの問題を考えなければならぬということが第一点であります。

第二点は、昭和四十年の日韓請求権協定の発効

申し上げましたとおり、これは総理府、厚生省さらに外務省、こういう三者が一体になって政府としてこの問題をどう考えていったらいいのかといふことについて検討をさしていただきたいということを申し上げたわけでございます。どうぞそういふことで、この問題をどう処理すべきかということについて政府一休となつて検討する機会を積極的につくつてまいりたい、かように考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○伏屋委員 先ほど援護局長は、私も國が人を差別することをあげてはならない、こういうふうにいふことを申し上げたわけですが、たゞこの辺を世界人権規約にのっとつて――

先ほど大臣の答弁では、二国間のいわゆる賠償請求権の放棄とかいうようなことからもそういうこと

のはあり得ないというふうなことも話がありま

すので、その辺を世界人権規約にのっとつて――

いうふうな答弁ではなくて、いま大臣の答弁の中には

やや前向きな御答弁もございましたので評価をい

ますのにやぶさかではございませんけれども、國

が個人を差別しないということをいかに行政で具

体化していくか、これにもっと積極的に取り組ん

でいかなければならぬ、このように私は強く要

望する次第でございます。

それから、年金の問題等も大臣は答えられまし

たけれども、外交ルートを通じながらそういう交

渉を進め、二国間の中でも、現に日本の國の中に韓

国人が在住いたしておるわけでござりますし、ま

た日本妻をいたしまして韓國にも日本人が在住い

たしておるわけでござりますので、そういう面か

らも二国間のさらなる密度のある交渉の中で、そ

ういうものが韓国でも実現し、日本でもそういうような援護の手が差し伸べられるというような具体的方途を積極的に考えていただきたい、とのよ

うに考える次第でございます。

それから、二国間での賠償請求権の放棄といふことについて、この問題を考えたけれども、冒頭に私が読ませていただいた方は三十九歳の仙台在住の在日韓国人でございます。この方の靖国神社の問題についての記事は冒頭に申し上げましたけれども、この方のお父さんがいわゆる海軍軍属としてボルネオで戦病死しておるということでございます。そ

ういう方が在日韓国人の中にたくさん見えると思うわけですね。だから、そういう方々に対しても、いわゆる援護法は恩給法の補完だからといふことで、この問題をどう処理すべきかといふことについて政府一休となつて検討する機会を積

めますので、御理解を願いたいと思います。

○伏屋委員 先ほど援護局長は、私も國が人を差

別することをあげてはならない、こういうふうに

言われましたけれども、行政はそれを具体的にど

ういうふうな措置をとられるわ

けですか、お尋ねしたいと思います。

○松田(正)政府委員 二国間の問題、いま大臣か

らお話をございましたように、たとえば国民年金の問題等二国間協定というような方式も一応考えられるわけでございますが、援護法のたてまえ上、二国間で話をし合つて適用するとかどうとかいう余地はございませんし、大臣から申し上げたいたいと思います。

○松田(正)政府委員 国籍要件には二つございま

すが、そのような戦傷あるいは戦病死をなされた方々がそのような場合にはどういうふうな措置をとられるわ

けですか、お尋ねしたいと思います。

○松田(正)政府委員 その辺を世界人権規約にのっとつて――

先ほど大臣の答弁では、二国間のいわゆる賠償請求権の放棄とかいうようなことからもそういうこと

のはあり得ないというふうなことも話がありま

すので、その辺を世界人権規約にのっとつて――

いうふうな答弁ではなくて、いま大臣の答弁の中には

やや前向きな御答弁もございましたので評価をい

ますのにやぶさかではございませんけれども、國

が個人を差別しないということをいかに行政で具

体化していくか、これにもっと積極的に取り組ん

でいかなければならない、このように私は強く要

望する次第でございます。

それから、年金の問題等も大臣は答えられまし

たけれども、外交ルートを通じながらそういう交

渉を進め、二国間の中でも、現に日本の國の中に韓

国人が在住いたしておるわけでござりますし、ま

た日本妻をいたしまして韓國にも日本人が在住い

たしておるわけでござりますので、そういう面か

らも二国間のさらなる密度のある交渉の中で、そ

ういうふうに考えておりませんが、

○伏屋委員 いまの答弁は、いわゆる援護法の適用のときに受給者も国籍を有していないから困難であるという答弁と受け取りましたけれども、今後においてもそれは変わりないわけですか。

○松田(正)政府委員 直ちに結論を申し上げにく

いわけございますが、この方針は堅持をせざる

得ないものというふうに考えております。

○伏屋委員 重複して申しわけございませんが、

現に生存しておる、いま私が読み上げました記事の三十九歳の方々、こういう方々はたくさんおると思うのです。世界人権規約の中でも、国が個人を差別してはならない。そして、その人が帰化して日本国籍を有したと、いうふうになつてき

て、それが援護法の対象にならないということに

なると、明らかに差別をつけておるというふうに

私は思うわけであります。その辺のところは憤力

的にそういうような援護法の適用というものを考

える意思があるかないか、その辺を再度お尋ねし

たいと思います。

それから、二国間での賠償請求権の放棄といふことについて、この問題を考えたけれども、冒頭に私が読ませていただいた方は三十九歳の仙台在住の在日韓國人でございます。この方の靖国神社の問題についての記事は冒頭に申し上げましたけれども、この方のお父さんがいわゆる海軍軍属としてボルネオで戦病死しておるということでございます。そ

ういう方が在日韓国人の中にたくさん見えると思うわけですね。だから、そういう方々に対しても、いわゆる援護法は恩給法の補完だからといふことでございましたけれども、冒頭に私が読ませていただいた方は三十九歳の仙台在住の在日韓國人でございます。この方の靖国神社の問題についての記事は冒頭に申し上げましたけれども、この方のお父さんがいわゆる海軍軍属としてボルネオで戦病死しておるということでございます。そ

ういう方が在日韓国人の中にたくさん見えると思うわけですね。だから、そういう方々に対しても、いわゆる援護法は恩給法の補完だからといふことでございましたけれども、冒頭に私が読ませていただいた方は三十九歳の仙台在住の在日韓國人でございます。この方の靖国神社の問題についての記事は冒頭に申し上げましたけれども、この方のお父さんがいわゆる海軍軍属としてボルネオで戦病死しておるところでございます。

現に生存しておる、いま私が読み上げました記事

の三十九歳の方々、こういう方々はたくさんおる

と思うのです。世界人権規約の中でも、国が個

人を差別してはならない。そして、その人が帰化

して日本国籍を有したと、いうふうになつてき

て、それが援護法の対象にならないということに

なると、明らかに差別をつけておるというふうに

私は思うわけであります。その辺のところは憤力

的にそういうような援護法の適用というものを考

える意思があるかないか、その辺を再度お尋ねし

ておられます。

○伏屋委員 いまの答弁は、いわゆる援護法の適

用のときに受給者も国籍を有していないから困難であるという答弁と受け取りましたけれども、今後

においてもそれは変わらないわけですか。

○松田(正)政府委員 直ちに結論を申し上げにく

いわけございますが、この方針は堅持をせざる

得ないものというふうに考えております。

○松田(正)政府委員 重複して申しわけございませんが、

死亡の当時を、その事実をもつてまず判断をする、そして年金権が発生をしたときの事実をもつて判断をするというのが基本的なたてまえでございます。したがいまして、後ほど日本国籍を取られたということでありましても、現行法の趣旨から申し上げますと、先生がおっしゃったようなことはいたしかねるということでございます。

○伏屋委員 まことに不満でございますけれども、時間の関係もございますので、次の問題に移つてしまりたいと思います。

○伏屋委員 次の問題でございますが、全国に戦災傷害者連絡会というものがあることは御存じですか。

○松田(正)政府委員 正式の名前は私は記憶いたしておりますが、それをございませんけれども、そういうような連絡協議会があることを承知いたしております。

○伏屋委員 その連絡会が一昨年、大会を名古屋で持ちました。その大会の決議いたしまして、

戦災傷害者及び死没者の全国実態調査の早期実施

とそれから戦時災害援護法の即時制定、これを決

めてもらいたい、こういう決議を採択して大会が

終わつておるわけでございます。その大会の経緯

の中で、昭和二十年に焼夷弾を顔面に受け、そ

して顔面がクロイド状になつて、生涯結婚をせす

に非常に苦しみ抜いてきたという体験も語られた

と聞いております。

○松田(正)政府委員 先生御指摘の問題は、いわゆる一般戦災者あるいは一般戦災による傷害者に

対する待遇の問題であろうかと思ひます。当面の

私どもの所管いたしております援護法のたてまえ

は、前から申し上げておりますとおり、我が国が使

用する一般戦災者あるいは一般戦災による傷害者

あるいはそれに準ずる立場として戦争公務ある

いはそれに準ずる業務についての補償をいたすと

いうのがたてまえでございますので、一般的の戦災

災者に対しても何も考へないのか、こういう議論に

なろうかと思ひますけれども、私どもいたしま

しては、一般戦災者につきましては、一般的な社会保障的な施策あるいは社会福祉施設、公衆衛生、こういった面での対応が至当ではなかろうか

れただということです。

○伏屋委員 まことに不満でございますけれど

も、時間の関係もござりますので、次の問題に移つてしまりたいと思います。

○松田(正)政府委員 この大会の後に、愛知県の津島市で

は議会で戦災傷病手当というものを決議して、一

般戦災者に対する傷病手当を出そう、そして月三

千円、わずかなお金であるけれども、一般戦災者

に對してのそういう施策を決議いたしておるわけ

です。非常に財政窮屈しておるところの地方財政

の中で、このようなことを決議して前向きに取り

組んでいこうという姿勢があるわけでございます

ので、厚生省としては、いまの審議の対象の援護

法の対象にならないとするならば、そういう方々

に對する特別の援護措置、そういうものをもつと

考えていくべきではないか、このように考えるわ

けですけれども、再度援護局長のお答えをいただき

きたいと思います。

○松田(正)政府委員 過ぐる大戦中に何らかのか

つこうで被害を受けられた方、あるいはがをさ

れた方、もしくは亡くなられた方、いろいろ犠牲

者としての態様はござります。いま話題になつて

おります一般戦災者の問題もそうでございましょ

うし、あるいはシベリア抑留ということで長い間

御苦労された方の問題もそうでございましょう。

いずれにいたしましても、そういう問題は、戦

争中の不幸な出来事に対する結果をどういうふう

につけるかという問題でございまして、当面私ど

もがプロパーの問題として解決できる問題といふ

よりは、全体の問題として考へなければいけない

問題であろうかと思うわけでございます。そういう

意味で、私たちは、一般的のそういうような戦

災者等で生活の援護を必要とするといつた場合に

は、厚生省が現在まで実施をいたしております諸

施策の中で対応していくのがよろしいのではない

かというふうに考へておるわけでございます。

そこで、ひとつ私は援護局長のお考へあるいは

大臣のお考へも聞きたいわけですけれども、この

援護法といふものは軍人恩給を補完する、そういう

立場に立つて制定されておる、そして援護法、軍

人恩給法といふものは國との身分關係が明らか

でなければならない、その國との身分關係が明らか

でなければならぬということのは、いわゆる旧憲法

下における身分關係、そのことが明白でなければ

ならないということであると私は思うわけでござ

ります。戦争中の身分關係ということであります

ます。したがいまして、一般内地も空襲その他ござ

いましたけれども、沖縄は非常に特殊な状況下に置かれた地域でございます。そういう意味で、

援護法の適用關係につきましては、それぞれの対

象者につき年齢的な制限を設けているわけではございません。それぞれの対象者について、その対

象者がどのように戦争公務あるいはそれに準すべ

き公務に従事をしたかとということをもつて適用の

基準にいたしておるわけでございます。沖縄でい

まそういうお話を議論がござりますのは、沖縄が

置かれたままだそういう特別の地域であるというこ

とにかんがみまして、一般的の戦争協力をされた方

ができるだけ実態に即して援護法の適用を図つて

いこうという趣旨から出たわけでございまして、

本来年齢はどうだこうだという趣旨ではございま

せん。端的に申し上げますと、戦闘参加者ととい

うようななかつこうで沖縄の戦争協力をされた方々を

どのように救うか、その場合の一つの目安が六歳

ないし七歳、こういうことだけでございまして、

私どもいたしましたは、それぞれの実情を見な

がら、戦闘参加者とすることについての要件を満

たす限りは適用をしていく、こういうことでござ

います。

○伏屋委員 いま審議のこの援護法は、いわゆる

国と傷病を受けた方々との身分關係あるいは雇用

關係というものが明白でなければならないという

ことが基本になつておつて、いわゆる一般市民と

いうものはその対象外だということになつておる

ようでございます。

そこで、ひとつ私は援護局長のお考へあるいは

大臣のお考へも聞きたいわけですが、この

援護法は、そういうような昭和二十年の八月

十五日ボツダム宣言受諾に伴いまして終戦になつたわけでございまして、日華事変以降の間の軍人軍属を中心にして救濟をするというのがたてまえでございますので、これはもともと旧明治憲法下における戦争状態、こういうことでござりますので、対象につきましてはそういつたような時点で押さえます限りは、これはどうにもならないということかと思います。

新憲法下に云々という問題につきましては、これをどのように国家として補償していくかというのが新憲法の理念との間で議論がある問題になるかもしませんけれども、現行法のもとでは、旧憲法のもとにおいて戦争という不幸な事態に犠牲を強いられた方々に対してどう補償するかという一つの具体的あらわれとして援護法があるというふうに考えております。

○伏屋委員 その戦争の犠牲になつたという方々をいわゆる軍人軍属、準軍属に限るというところには疑問があるわけでござります。確かにその方々が戦争中に戦地に行き、いろいろとそういうような面で犠牲を強いられたということは認めますけれども、だとするならば、一般市民は戦争犠牲者ではないのかという観点も一つあると思うのです。だから、そういう面からやはり日本が完全に戦後処理を完結するのは、そのような戦争の痛痺に手を受けた方々、そういう方々に對する温かい援護措置といふものが法の上から完備された、そこに初めて日本の戦後処理の完結があると私は思うわけでございます。

そういう意味において、恩給法を補完する援護法ということであるならば、その対象を拡大する方向に進めていただきたいと思うわけです。確かに当初よりも対象が拡大されておることは認めますが、それとも、さらにそれを拡大する中で、沖縄は特別の激戦地であるからという形で広げたと同じように、東京大空襲のような、あるいは原子爆弾、長崎、広島のような特殊なケースもあるといふようなところにも援護法の温かい手を差し伸べねばならないのではないか、このように考へるわ

けですけれども、大臣はどういうふうにお考えですか。

○松田(正)政府委員 援護法の範囲の拡大等の問題を含めまして申し上げたいと思いますのは、援護法はあくまでも国が使用者、つまり人を雇つている雇主、こういうかつこうで、ある一定の人を使用いたしましたということで実は法律構成、制度ができておるわけでございまして、そういうふうな国との使用関係がある者はあるいはそれに準ずると認められるような者を対象にいたしました。それで援護を考える。したがいまして、範囲の拡大にいたしましても、一応そういう基本的な考え方方がござりますので、限度があろうかと思います。

それからもう一つは、個々に法律で規定をいたしましたそれぞれの対象者の中で、解釈運用上あるいは法律の運用上範囲を広げて運用することにも、そういう意味合いからもまた制約があろうかと思います。

そういう意味で、一般的の戦災者あるいはそういったような国との関係が直接ないような方々についての補償というものは、援護法の体系ではなくて、もし実施をするとすれば、それは別の体系でやらざるを得ないわけでございまして、それにつきましてはいろいろと議論があろうかと思いますけれども、現在の私どもが考えております援護の体系の中ではなかなか処理しにくい問題だということふうに考えられるわけでございます。

○伏屋委員 大臣のお考えを。

○野呂国務大臣 いままでいろいろなお答えを申し上げてきておるわけでありますが、政府としては従来から、昭和四十二年の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の制定に際しまして、すべての戦後処理の問題は終了しておる、こういう考え方方に立ってきただといふことが、私は基本的な、援護法を今後拡大すべきかどうかという論点のやはり基礎的なものであるというふうに考えるわけでございます。したがって、一般戦災者に対しましてどう処遇するか、新しい制度を設けるなどということはいま考えられない問題である。た

だし、現行の援護法というものをどの程度まで適用できるのかどうか。これは援護法の接点にあるようなものの、あるいは恩給法と援護法との谷間にあってこれは何とか解決すべき國の責任があるではないかといった問題については、今後検討しなければならないものもまだ残されておると思します。したがつて、先ほど一例として申し上げました、たとえば沖縄におきまする六歳以下の人たち、たとえば障害者などについては、これは援護法の適用を受けるべきであるということで、いま検討いたしておるといつたことについては、こればかり前向きにいわゆる接点という関係でいろいろ取り組んでおるわけでございます。一般戦災者を直ちに援護法との間における接点だ。あるいはこれを対象に広げていくべきだという議論はかなり私は離れたものでないだらうかというふうに考へるわけでございます。

○伏屋委員 時間がございませんので、これくらい終わりますが、次の問題として私は沖縄の問題について触れたいと思っておりましたが、いま大臣の答弁の中ではからずもその接点である沖縄の六歳児の戦傷あるいは傷病、その被害を受けられた方々に対する適用範囲の拡大ということについてはいま鋭意検討中であるということは、これはもう実施に踏み切る、六歳まで拡大する、こういうふうに判断して間違ひございませんか。

○松田(正)政府委員 大臣からも御指示もございまして、そういうふうな問題を含めて検討すべきだ、こういう御指示をいただいておりますので、現在私の手元で検討いたしておるところでございます。

○伏屋委員 この沖縄問題について一人の婦人の方、一九四一年生まれといいますからいま三十九歳になるわけですが、その方がたまたま激戦地の渦に巻き込まれまして三歳のときに被弾をされ、弾が眼球をえぐり取った、そして手りゅう弾の破片が大腿部を傷つけたという形で、本当に悲惨な人生をいままで送つてこられた。学生時代は死ぬことを考へない日はないというくらいの悲惨な

戦中は三歳であつたということから、いまの七歳の適用範囲には外れておるわけですね。現在七歳ということになつておりますけれども、本当にこの人の一人の体験でございますが、その激戦のさなかにあつては三歳、四歳、五歳、六歳という識別はできないと思います。そういう本当に混沌とした中で、いろいろな方がいろいろな被害を受けおられるということであるならば、当時激戦のさなかに六歳であつたという方にまで、これは非戦闘員であつても拡大をしていくべきである。いま局長、大臣の答弁の中で、それは接点として積極的に適用範囲の拡大を考えていくことでござりますので、沖縄問題についてはそのことを私はお聞きしたかったわけでございます。

次に、現在傷病者に対する医療給付というものが行われておるわけでございますが、五十二年度、五十三年度において、援護法の対象になる全戦傷病者に対する健診を実施したということを聞いておるわけでございますが、それは実施されたのかされなかつたのか。

○松田(正)政府委員 戰傷病者すべてについて健診を実施したわけではございませんが、先生お聞き及びの点は、恐らくトロトラスト沈着者のための健診を実施をしたということかと思います。

○伏屋委員 私の手元にあります国民の福祉の動向という冊子の中に、援護事業という項目がございます。その中にその他の援護という中に、いわゆる戦時に被弾傷害を受けられた方、そういう方々の血管造影剤トロトラストに関する予備調査を行い、五十二年度、五十三年度において全戦傷病者を対象とする健診を行い、トロトラスト沈着が判明した者に対して、五十四年度において健康管理のための年二回の定期検査を実施する、こういう記事がございますが、それはまだ完全にやられてないわけですね。

二

者を対象にいたしまして健康診断、健康診査を実施をいたしました。

○伏屋委員 その結果、年二回の定期健診該当者はどれくらいあつたのですか。

○松田(正)政府委員 二年間にわたります健診の結果、トロトラストの沈着者、つまりトロトラストが沈着していると思われる者は約六百人でござります。

○伏屋委員 そういう定期健診該当者に対しまして、いわゆる専門委員会をつくってそして生活指導あるいは医療方針等をその専門委員会で検討する、そういうふうになつておるわけでありますけれども、いままでそのようなことは実施されてきたわけですね。そこでどういうケースが出てきたか。

○松田(正)政府委員 先ほど申し上げました約六百名の沈着していると思われる方、これにつきましては少なくとも年二回定期健診を、精密検査を行つことをいたしております。それで、まず五十四年度、今年度でございますけれども、二回の定期健診の経費を計上いたしております。ただ、これは非常にむずかしい問題でございまして、沈着したトロトラストがどのような働きをするのか、またどのような障害を起こすのか、その発生機序も必ずしも明らかではございませんので、専門委員を委嘱をいたしまして、五十四年度では九回この専門委員会を開いております。それから具体的には、各地の担当医の方にお願いをいたしまして、健診とかあるいは生活指導ということをお願いいたされねばなりませんので、これも担当医の打合会をつひ先ほど実施をいたしたところでございます。これと同様な経費を五十五年度も予算計上いたしておりまして、年二回の定期健診費が年々高齢をたどつておられるわけでござります。その方が戦傷を受けた個所がいわゆる直接

原因ではなくても遠因として、いわゆる健康な者でも高齢化が進んでまいりますと、体がいろいろな面からいろいろな疾患が起つてまいります。

とりわけそういうような戦傷病者におきましては、それが一つの原因となつて他の病気も併發することはあり得るだらうと思います。そういう

方々に対して、戦傷の対象になる疾患だけでなく、それが遠因となつて併發した疾患にまで援護法の傷病の給付の拡大をする考え方があるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○松田(正)政府委員 戰傷病者につきましては、御存じのように、戦傷病者特別援護法という法律がございまして、戦傷病者の疾病等につきましては治療費その他を支給いたしております。現在の

たてまえといたしましても、医学的に見まして、当該公務に起因する傷病と因果関係のある傷病につきましてはこの援護法の対象にいたしまして、公務と治療その他を実施いたしておりますので、公務と全然関係のない疾病はだめでございますけれども、それに起因すると思われる傷病についてはすべて特別援護法で処理をいたす、こういうたてまえでござります。

○伏屋委員 終わります。

○住委員長代理 次に、梅田勝君。

○梅田委員 今回の改正は、例年と同じように、大体におきまして年金等の支給額を改定する、あるいは今は新たに支給対象範囲の拡大をするといつたものでござりますので、私どもは賛成していいんじゃないいか、このように考えております。

ただ、先ほど来、恩給法との関係、その谷間にある者を援護法において補完的に救つていく、そういう点でなお不十分な点があるじゃありませんかというような議論が続いておりますので、私もそういった問題に関連いたしまして、この際幾つかの問題について質問をしたいと思います。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の法律でござりますけれども、この第一条に目的がございま

基き、軍人軍属等であつた者又はこれらの者の遺族を援護することを目的とする。このように書かれていますから、せんじ詰めて言うならば、

かれてありますから、せんじ詰めて言うならば、

法の精神からいたしますと、あの無謀な侵略戦争、これによって国民が動員をされ、そして不幸にして傷つきあるいは病氣となり、さらには死亡するという重大な損害を受けた、そういう軍人や軍属等の方々に対して、國の責任においてこれを補償していく、また、そういう人たちは國に対して当然救済してもららんだ、そういう権利があるんだ、こういうことを定めたものであろう、か

ように思うわけがありますが、まず最初に、この点を念を押しておきたいと思うのですけれども、大臣いかがですか。

○松田(正)政府委員 御指摘のとおりだと考えております。

○梅田委員 そういう立場で見てみると、先ほど來議論もありましたように、いろいろ法律で細かく支給の対象範囲というものを定めておるわけですが、ますけれども、さて具体的な事例になりますと、なかなか判断がしにくい。不服審査の問題について数多く出されているということも聞いておりますし、私どものところにも数多くのそういう質問や陳情が来るわけであります。いろいろ

厳しい質問や陳情が来るわけであります。いろいろ

厳密にやりますとなかなかむずかしい問題が多いわけでございまして、まあお氣の毒だが現在の法解説の上ではこれは支給することができないといふことが多いあるわけであります。ほほ同じよう

な条件であるにもかかわらず、こっちはほんの紙一重のところでいただけるんだが、片一方は気の毒だがもられないという状況があるわけであります。

この法律は、たびたびそういう点で対象範囲を拡大してきたという改正の経過がござりますけれども、言つたまへば、なぜ改正したかという点をたどつて考えてみると、やはり第一の目的の精

神、つまり戦争の直接戦闘部隊として戦つた軍人

軍属、こういう方々に対しても戦つた軍人に対する立場で、なるべくその法の目的の

精神を生かすという立場で、当局の方もこれは改正する必要があるのじゃないかということで取り組まってきたものだと私どもは理解するわけあります。そうなりますと、それが基本だとします

と、現行の足らざる点におきまして、法解説、規則解釈等の現実の運用におきましては彈力的な運用というもののが当然あってしかるべきだ、どちら

しても無理だという場合にだけ法改正でもつてやつていく、そして全体としてバランスを欠くよう

なことにならないように、全体として整合性ができるようやるべきであろう、このように思うのです。

これは非常に大まかな話を私しているわけでござりますけれども、一番大事な根本問題でござりますので、ひとつ厚生大臣の方からお答えをいた

ただいいと思います。

○松田(正)政府委員 援護法に基づく制度の本末の趣旨は、第一條に書いてございますように、公務上の負傷あるいは疾病、死亡等につきまして援護するということでございます。平たく申し上げますと、国が使用者の立場で相手方に對して補償をする、こういう立場を第一條で明らかにいたしました。

○松田(正)政府委員 援護法に基づく制度の本末の趣旨は、第一條に書いてございますように、公務上の負傷あるいは疾病、死亡等につきまして援護するということでございます。平たく申し上げますと、国が使用者の立場で相手方に對して補償

をする、こういう立場を第一條で明瞭にいたしておるわけでございまして、いま先生の御指摘の

ような範囲の拡張あるいは範囲の拡張解釈といつたよ

うようなものもやはりこの考え方を柱にして進め

られてまいつておるわけでございますが、あくまでも公務上、つまり国が使用者としての立場を堅持しながら範囲の拡大を図る、あるいは内容の改善を図るということでおきまして、国家補償の精神をそなへたうかがうかと存ります。

○野呂國務大臣 いま局長がお答えいたしました

とおり、援護法の目的に明らかにされております

ようすに、戦傷病者、戦没者等の戦争公務の上において傷ついたり亡くなられた方に対しても国家補償

の精神に基づいて援護するんだということでありますから、この拡大とかあるいは適用範囲というものはおのずからこれによつて決められておると

○梅田委員 当然そうであらうと思はわけであります。ですが、今回の改正でございますが、第三条のいわゆる在職期間に関連して、爾後重症者への障害年金の支給に関しまして改正が行われております。これは一定時点以後に第五歎症以上の不具疾病の状態になつた軍人軍属または準軍属であった者に對して障害年金等を支給するというものでございますが、結核の場合は十二年ですか、そうでない場合は六年ですか、ということをございますけれども、從来この対象の方々は救濟されていました。今回これを救済しようというように判断なさつたものとの根拠のところをちょっと説明していただきたいのです。

○松田(正)政府委員 現在御審議をお願いをいたしております援護法等の一部改正のうちで援護法の改正部分、新しい問題二点ござります。一つは、勤務関連傷病の爾後重症の問題、それから、勤務関連傷病に併発する死亡の場合、この二点でございます。

それで、第一点の方の歴後重症の方の問題についてましても、これは現行法はある一定の時点において第五款症以上の症状にあったという人を押さえておりまして、その時点以後のものにつきましては何らの法的措置を考えないわけでございまして、その後第五款症以上の障害をお受けになつた方につきましてはきわめて不均衡になるわけでございますので、今回その不均衡を是正いたしたいというのが提案の趣旨でございます。それから第二点の勤務関連傷病に併発した疾病につきまして死亡した方の遺族につきまして年金を差し上げる。これは御承知のように、公務傷病について併発死をいたしました場合には現在制度がございまして、若干の年金を差し上げておるのですがございます。

まして、片一方の公務傷病の併発死の制度は現在あるにもかかわらず、もう一方の柱であります勤務関連傷病についての併発死がないというのは制度上アンバランスではないか。このアンバランスを是正するという意味も含めまして、今回提案をさしていただいたわけでございます。

○梅田委員 二つお答えをいただいたわけですがれども、結局のところ、そちらの方も救済しなければならぬという根柢にあるものは、國の無謀な戦争によつて犠牲を受けたんだから、その傷の重さとかその程度の差によって受ける金額は多少違つても、片つ方は救済するんだ、片つ方は救済しないということになりますと、やはりこれは問題だということで、救済しなくちゃならぬ。私が問題にしたいのは、そういう場合の根柢にある考え方ですね。これはやはり國家補償の立場で、整合性を持つてそれぞれの方々に対してもたつていくことの重要性を示しているんじゃないかな。
私はこのように思ふわけでございます。
いろいろ具体的な問題をこれから申し上げていきたいのであります、事実上の父母の問題ですね。これはいろいろ例があるわけでございますけれども、遺族年金または遺族給与金を受けるべき遺族の範囲というものは第二十四条におきまして詳しく述定されておりますけれども、この場合におきましても実際どう適用されるのかということになりますと、なかなかむずかしい案件が出てくるわけであります。

法律によりますと、第二十四条の第三項、いわゆるみなし規定というものがございますが、「援護審査会が死亡した者の死亡の当時において死亡した者の父又は母と同視すべき状況にあつたと認めた者は軍人軍属としての勤務についた日又は準軍属となつた日の前日ににおいて、縁組の届出をしておりまして、そして四号におきまして「死亡した者が軍人軍属としての勤務についた日又は準軍ないが事実上死亡した者の養父又は養母と同様の事情にあつた者であつて、その日から死亡した

者の死亡の日までの間に当該届出をしなかつたことにつき相当の理由があると認められるもの。」のようにして法律はちゃんときておるのであります。できておる。ところが、この「相当の理由がある」と認められるもの、相当の理由ということをどのように判断するか。お役所で最初判断され、すつといく場合とそうでない場合があります。いわゆる実態に即した方向で判断をしていくべきではないか、このように思うわけであります。されましたような弾力的な判断でもって法の精神を生かす、実態に即した方向で判断をしていくべきではないか、これは事實上において、先ほど言つたとえば、こういう例があるわけであります。きょうだいがありまして、弟さんが方が早く死んだ。その子供さんは非常に幼い、親が死んだことをよくわからないような年齢の状態である。お母さんの方も亡くなる、こういうようなケース。見るのはないわけでありますから、当然だれか見なくちゃならぬ。この場合はお兄さんがおられまして、その方が引き取りまして、そして弟さん自身の葬式もお兄さんの責任において出している。当然引き継ぎ生活をしているというような状態。なんだん大きくなつて小学校へ上がるということになりますと、当然そのお兄さんの家から、つまりその子供にとりましてはおじさんの家から学校に通うということになるわけであります。

そしてやがて戦争が起つたような場合には、出征する場合もありましようし、また軍属で戦地に行くという場合も起つてくるわけあります。のうち死亡するといふことも起つてくるわけであります。

このケースの場合は、戦死されまして、その公報はおじさんのところへ通知されている、戦地からの手紙というものはそこへ行き来しているのですから。そして、お父さん、お母さんという形で手紙のやりとりもなされておる。先ほども、全く同じケースがあるものだなと思って私も聞いておりましたけれども、まさにそういうケースがあるわけであります。そして、葬式をやる。それから、死後名前回りとのお勤めもそのおじさん夫婦がやつておられる。これはずっと続いているのですね。ところが、そういうケースが、ここに書いてある「当該届出をしなかつたことにつき相当の理由があると認められるもの」ということにならないかならない。私はこれが不思議でしようがないのです。その点、どうなのでしょうか。

〔住委員長代理退席 委員長着席〕

○松田(正)政府委員 具体的なケースが問題でございますのでにわかに断定はいたしかねますけれども、一般的な基準的なものを申し上げますと、これは父母の場合でありましても妻の場合でありましても養子の場合でありましても同じことでござりますけれども、身分法上は親子関係はございませんでも実態としまして請求者、つまり年金をいただきたいという方と戦没者の間に物心両面にわたりましての実親子と同様の事実関係、單に形式的に一緒に住んでおったとか一緒に生活をしておったとかということではございませんで、全く本当のお父さんやお母さんと同じような関係が事實上できてる、そういうようなものを抽象論としては指したものとわれわれは考えておるわけでございます。ただ、「相当の理由がある」、これは非常に抽象的な言葉で、その認定の範囲は非常に広くありますけれども、やはりその場合であります。

とても、戦死の公報の取り扱い方の問題でありますとか、その後のお葬式あるいはお祭りあるいは戦没者からの手紙その他の関係、こういったものを判断いたします場合には、おのずから実の親子と同じような関係であったかどうかということは個々のケースとして判断ができるものと考えられますので、いま申し上げましたような抽象的な基準を物差しにいたしまして、事実関係を十分に考慮しながら決定をする、こういうことにならうかと思います。

補償の精神、第一条目的の精神といふものは、一体どうなつたのかということになるわけですね。確力的運用といいますけれども、非常にかたくななことをやつておられるのじゃないかというふうに私は思うのですが、いかがですか。

○松田(正)政府委員 いま先生お示しのケースにつきまして熟知をいたしておりませんので断除をいたしかねますけれども、もし、いまお話しのよいうな事情でござりますれば、恐らくは事実上の父母の関係が認められるのではないかと思います。ただ、そろは申しましても、できればやはりそういったような関係を立証する物的証拠、こういったものが望ましいこともまた事実でございます。私どもは、決して排除するための基準を考えているわけではありません。やはり受け取られる方の立場に立ちながら、なおかつ客観的な行政の実現に努めたい、こういうことで、あるいは非常にシビアなことだというふうに受け取られる向きもあるらうかと思ひますが、眞意はそうではございませんので、御了解を願いたいと思います。

○梅田委員 具体的事例につきましては、また後日明らかにしていきたいと思うのであります、そういうケースもあるという点で、審査におきましては、いま御答弁なさったような方向でひとつ前向きに処置をしていただくようお願ひ申し上げたいと思うのです。

今回の改正におきましても、「戦没者の死亡(後他の子や孫が改氏婚したこと等により戦没者の戸籍抹消時点に他に氏を同じくする子や孫がいない戦没者の父母等)」といふことに対して新たな救済の措置がとられておりますが、これはどういうことなんですか。その「父母等」という「父母」に「等」がついておるのはどういう意味ですか。

○松田(正)政府委員 祖父母なんかも入るわけでござります。

○梅田委員 つまり、子供や孫がおらぬ場合にはかへ波及するということになるわけで、最前ののようなケースは、もう遺族はおらぬわけですからから戦死しているのにだれも全然もらっていない。今

度はこれを波及させるわけでしょう。お父さんがおらぬ場合にはさらにそのおじいさん、ずっと塘たどって波及するわけだ。ましてや七十、八十多歳になって、手塙にかけて育てたのにうまくいっていないという場合におきましては、くどいようではございますけれども、十分に御検討いただきますようお願いを申し上げたいと思ふわけでございます。それが国家補償の精神だということをもう一度強調しておきたいと思うわけでございます。

次に、援護法の改正と関連しての問題でございますけれども、旧令共済と現行の公的年金との適用問題につきましてお尋ねをしたい。

これは年金局の方に来ていただき、また援護局の方にも来ていただいていろいろお話し申し上げ、これはちょっと大きな問題ですから総理府の問題だ、大蔵省の問題だ、何だからだと言つて、きょうは答弁できぬみたいなお話があつたわけです。私は早速総理府やその他関係のところへ電話をして聞いてみたところが、いや、それは私のところへ連絡をうけましたとこが、これも一つの国家補償の観点で改善する必要があるのではないか、かように思いますので、専と聞いていただきたいと思うわけでございます。

旧令共済組合法によりまして、戦争が終わることによりましてなくなってしまった組合があるわけだと思います。旧陸軍共済組合とか旧海軍共済組合、それから朝鮮とか台湾にあつた関係のところまでござりますね。それが戦争が終わりまして辛体がなくなつたわけでありますから当然解散といふことで、加入者もばらばらになるという状態が起つたわけでございますが、これらの人々が現行におきましては厚生年金に通算されているわけあります。ところが、国民年金におきましては、いわゆるみななし期間といいますか、から期間といいますか、ということで、通算は期間的にする

が、お金の方は出ないわけですね。厚生年金は、御承知のように、昭和十七年六月から整足しておりますので、当然そちらの方に入る資格のあった人だ、たまたま当時陸海軍がありましたのでそつちに入つておつただけの話だという御説明でございます。そして、国民年金の方はまだそのときはできておりぬのだから、そっちの方に入つている人に通算するのはおかしい、こういうことで、そつちの方はから期間だけは見るけれども、お金の方は出さない、こういうことになつていて。私は、見るという以上は同じよう扱うべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。これほどなたがお答えになりますか。

○木暮政府委員 もとの陸軍工廠あるいは海軍工廠で働いておられる方々を対象といたしますて、幾つかの旧令共済組合といま呼ばれておる制度があつたわけでございますが、終戦とともに解散になつておるわけでございます。すでに当時年金等を受給する方がおつたわけでございますが、その方々は、戦後の法律改正によりまして、現在共済組合連合会が引き続いてその事務をやつておるわけでございます。しかし、当時はまだ旧令共済組合の被保険者であつたという実事だけがございまして、年金に結びつくということになつておらない方々につきましては、三つに分かれるとして申しますが、その後昭和三十四年に共済組合が整足しておりますわざでございますけれども、その三十四年の共済組合発足後、共済組合員になられた場合には通算になるわけでございます。それからまた、一方、厚生年金にお入りになつた場合には、期間の通算があると同時に、いまお話のございましたように、一定の条件のもとで、昭和十七年六月以降の旧令共済組合期間につきましては年金額のかさ上げもするということをいたしておるわけでございます。最後に、お話しのございました国民年金につきましては、期間の通算だけはいたしておりますけれども、年金額の積み上げということはいたしておらないわけでございます。

その理由でございますが、まず、厚生年金につ

きまして国民年金につきましても一般の社会保障制度でございまして、いわば民間の方々を対象にして事前に掛金を掛けていただいて、一定の事故が発生いたしましたときに年金を出すという民間の共済制度でございまして、本来でございますれば旧令共済組合と何らの関係もないわけでございます。しかし、よく考えてみますと、厚生年金制度は昭和十七年に工場労働者を対象として発足いたした制度でございまして、陸軍工廠や海軍工廠に働いておられる方々に共済組合がなければ、当然厚生年金が適用になつたというふうに考えられるわけでございまして、厚生年金の対象の民間労働者と全く同じ立場にあるというふうに考えることもできるわけでございます。そこで、期間の計算をいたすと同時に、厚生年金ができました昭和十七年六月以降につきましては、一定の条件のもとに金額のかさ上げもしておるわけでございますが、旧令共済は昭和十七年六月以前にもあつたわけでござります。しかし、それにつきましては厚生年金が発足をしている時点ではございませんので、そこまで民間の保険でお引き受けするわけにはいかないということであろうかと思うわけでございます。一方、国民年金につきましては戦後組合がございました期間には国民年金制度はなかつたわけでございますので、もちろん国民年金の掛金をしていただいたという方々でもございませんので、昭和三十六年以前にさかのぼつて旧令共済の方々に期間通算以上のことをするのはできかねる、こういう事情でございます。

○梅田委員 その掛け金を実際納めていないけれども、しかし本来ならば陸海軍がない場合には、海軍工廠とかあるいは陸軍工廠、造兵廠、そんなところは工場労働者だから入るはずだということで厚生年金で見ていくと、こういうことでございますが、じや厚生年金の方はどうなのですか。掛け金をいただいていないところにお金を出しているわけですね。これは考え方としてはちょっとおかしいものですね。恩給だつたら国が出しますね。恩

給は国庫が負担していますね。これはもともと軍人を見ておられるのですから、それはそれ自体としていいのですよ。これはやめろとは私は言いませんよ。むしろ同じ軍属でありましても外地勤務の人はもらってないですから、その通算が認められないわけだ。内地で働いておる人は通算されるが、弾が飛んでくる、その下をくぐつて命がけで戦つた軍属は通算されないのでよ。こればかりはおかしいですね。先ほど来盛んに議論した国家補償の見地から言うと、戦場においてた軍属こそ通算してしかるべきだと思うのですが、そういう点では、この制度全体に整合性を欠いているというようには私は思うのです。

そういう点でどうでしょうか、こういった問題

で、私の意見としては、現在厚生年金でこれらの対象の人々に出している金額相当額は国庫において負担すべきじゃないかと思うのです。

それからいま一つは、その戦争で戦つてきた軍属の人々の厚生年金等の通算におきましては、これらはやはり国庫の責任において負担する、そういう制度を考えるべきじゃないか。そうしませんと、何だこれはと、どうしても不満が残りますよ。不公平じゃないかということは、だれだって思いますよ。どうですか、その点。

それから、戦場に行かれました軍属の方々の問題でございますが、確かに大変御苦労されたわけだと思いますけれども、そこまでまいりますと、民間の対象の方々が掛け金を出し合つて共済をしていくという制度の上にはどうしても乗りがたいといふことで、厚生年金の立場からは対処はできない問題であるというふうに考えておるわけでございます。

○梅田委員 現実の問題としては、ここにも大阪のある方から陳情が来ているのです。この方は現在は地方公務員で、地方公務員共済組合の組合員としておられるわけでござりますけれども、戦地に行つた軍属ですね。これは二年四ヶ月あるわけですよ。ところが、これは内地の軍属だったら当然適用になつてしまるべき方々でございまれば、この改正では期間の通算だけ、厚生年金から差し上げます年金は厚生年金に入つてからの掛け金をいただいていないところにお金を出しているわけですね。大変不満だ。危険な戦いをやってきたのになぜ通算されないんだということで、大変です。

○梅田委員 この旧令共済組合で資格証明が必要かと思うのですが、これは援護局の方で認定されているのですか。今まで証明は幾つぐらいい出されましたか。

○松田(正)政府委員 旧軍人あるいは軍属の履歴証明につきましては、私の方で証明をいたしておるわけでございます。総計で申し上げますと、昭和三十四年から今日まで、昭和五十五年の一月までございますが、約二百万件でございます。

○梅田委員 この旧令共済組合に加入をされた数というのはおわかりでしょうか。

○木暮政府委員 私ども現在持つておる資料でござりますと、昭和二十四年九月に作成をされました数字があるわけでございますが、陸軍共済組合につきましては、廃止当時五十六千人の方々、それから海軍共済組合につきましては八十八万二千人の方々がおつたようですが、そのほかに余り大きくなれない共済組合がかなりござります。

○木暮政府委員 陸海軍工廠等で働いておられた方々の実態というのは、厚生年金が適用されておりました民間の労働者の方と同じだという観点で、本来でございますれば厚生年金は民間の相互扶助制度でござりますけれども、共済組合がなければ当然適用になつてしまるべき方々でございまして、昭和四十年の改正で期間の通算をいたしました年金は厚生年金に入つてからの掛け金をいただいています。さらに、この方々は掛け金をしてなかつたわけでございますので、昭和四十年の改正では期間の通算だけ、厚生年金から差し上げます年金は厚生年金に入つてからの掛け金をいただいていないところにお金を出しているわけですね。これは考え方としてはちょっとおかしいけれども、しかし昭和十七年六月以降、厚生年金が発足した後の時期につきましては、一部年金額の

積み上げをしてもいいんじゃないかということ

で、昭和四四年の改正で実現をしたわけでござりますが、その際にも、本来的には国家補償の制度でございませんで民間の共済制度でござりますので、定額部分だけを積み上げるということをいたしたわけでございます。定額部分の財源ももちろん保険料と国庫負担ではございますけれども、

報酬比例部分に比較いたしますと、直接掛け金に対するという色彩は薄うございますので、定額部の積み上げをするということは妥当なのではないかという判断をいたしたわけでございます。しかし、厚生年金は国家補償の制度でございませんので、それ以上の処遇ということは厚生年金では無理ではなかろうか。厚生年金でやる以上は、厚生年金の本来の二割国庫負担というルールに従つてやるということが適当ではないかというふうに思つておるわけでございます。

それから、戦場に行かれました軍属の方々の問題でございますが、確かに大変御苦労されたわけだと思いますけれども、そこまでまいりますと、民間の対象の方々が掛け金を出し合つて共済をしていくという制度の上にはどうしても乗りがたいといふことで、厚生年金の立場からは対処はできない問題であるというふうに考えておるわけでございます。

○梅田委員 旧軍人あるいは軍属の履歴証明につきましては、私の方で証明をいたしておるわけでございます。総計で申し上げますと、昭和三十四年から今日まで、昭和五十五年の一月までございますが、約二百万件でございます。

○松田(正)政府委員 旧軍人あるいは軍属の履歴証明につきましては、私の方で証明をいたしておるわけでございます。総計で申し上げますと、昭和三十四年から今日まで、昭和五十五年の一月まででございますが、約二百万件でございます。

○梅田委員 この旧令共済組合に加入をされた数というのはおわかりでしょうか。

○木暮政府委員 私ども現在持つておる資料でござりますと、昭和二十四年九月に作成をされました数字があるわけでございますが、陸軍共済組合につきましては、廃止当時五十六千人の方々、それから海軍共済組合につきましては八十八万二千人の方々がおつたようですが、そのほかに余り大きくなれない共済組合がかなりござります。

○梅田委員 先ほど援護局から二百万件とおっしゃいましたが、そのうち軍属はどのくらいあるの

ですか。

○松田(正)政府委員 約八万一千でございます。

○梅田委員 軍属の証明が非常に少ないようございますね。陸海軍で百三十八万、さつと百四十万近くあるわけですね。そのうち証明をもらつておるのはほんのわずかですね。これはまだ受給の時期になつていなといふことで証明が少ないので、そこらあたりはどのように見ておられますか。

○木暮政府委員

先ほど申し上げました特例老齢年金の数は、この通算措置によりまして初めて厚生年金から特例老齢年金が出来る方の数でございましてそれが、このほか戦後厚生年金に入られましてそれ自身で老齢年金あるいは通算老齢年金をもらうよ

うになった方はたくさんおられるわけでございまして、そういう人につきましても昭和十七年六月以降の期間につきましては加算をしておるわけでございますが、このことにつきましては統計上仕分けをしておりませんので、どのくらいあるか、ということは申し上げられない。先ほど申し上げましたのは、この通算で特例的に出る方だけの数でございまして、そういう意味では少ない数になつておるわけでございます。

○梅田委員 私も実は戦争中は陸軍航空廠におり

ましたので、この旧陸軍共済に入っていたはずなんですが、このことは知らなかつたという、全くあ

ざりますけれども、これが厚生年金に通算されるというのには、実はこの問題を質問しようと思つて調べるまでは知らなかつたという、全くあ

ざりますけれども、専門でなかつたものでございますから知らなかつたくらいでありますから、こうないですか。だから、受給時期が来ても、そんなのがあったかななどいうようなことで、援護局わざわざ証明をもらつてやるということをしていな

P.R.が弱いのじゃないかと思うのであります。これはひとつ、どこが担当されるのか知りません

が、年金の受給をされる時期におきましてもう制度もあるということを周知徹底されるよう

要望したいと思うのですが、どうですか。

○木暮政府委員 この関係の実務は私どもの方の社会保険庁でやっておるわけございますが、この関係の御相談もかなりあると思いますけれども、御指摘もございますのでさうにP.R.に努める

ように連絡をとりたいと思います。

○梅田委員 大臣に質問したいと思いますが、い

ま申し上げましたように、この国家補償の見地で教養を考えいくという場合には、あの侵略戦争の規模が大きかつただけにこれは非常に重大な問題になるわけであります。しかし、現行でさまざま

な制度をつくつて敷設をしている。しかし一方では、同じ軍属という条件にあつたにもかかわらず、片方は通算されるが片方は通算されない。特に戦地に行つて苦労した方の通算がない。一番なじみやすい共済の関係にいらっしゃる方でも戦地の軍属は通算されない。私はどう考へてもこれはおかしいと思うのですね。援護法は傷害者の方やあるいは戦没された方に對して給付をしているの

であつて、まさに年金的なことはやつてないのだ。これは制度改革上重大な問題だ、軽々に物を言えないということでお話を伺つておりますけれども、現実には金を出ぬ、厚生省の中でもどこが責任を持つのかわからぬということではなくて、全体の整合性を確立するという点におきまして、野呂厚生大臣がここで一はだ脱いでいただきたいと思うのであります。しかし、ちょっとと大臣のこの問題に対するお考えを承りまして、私の質問を終わらせていただ

きたいと思います。

○野呂国務大臣 いろいろ論議を承りながら、私

の方からも答えるよといふことでございますので、いわゆる旧令共済期間についてでございますが、それぞれの年金制度の趣旨、目的に照らして、私は適切な取り扱いを現状はいたしておりますが、

この年金制度といふふうに判断をいたしておるわけでございま

うものは、これは相互連帯という精神の上に立つてすべての加入者が保険料を納付するという前提のもとに成り立つておりますいわゆる社会保険制度でございまして、したがつて国家補償の考え方

に基づいていない、こういう私は一つの判断の範囲が分かれておる問題である。したがいまして、旧令共済組合期間を持つておる者でございまして、も、これを国家補償の觀点に立つて現行以上に対応していくことが大変私はむずかしいというふうに判断をいたすものであります。しかし、最初に申しましたとおり、いわゆる援護法というものの規模が大きかつただけにこれは非常に重大な問題になるわけであります。しかし、現行でさまざまであるは明確に戦争の公務の上で傷ついた者に対する明確な制度をつくつて敷設をしています。しかし一方で、同じ軍属という条件にあつたにもかかわらず、片方は通算されるが片方は通算されない。特に戦地に行つて苦労した方の通算がない。一番なじみやすい共済の関係にいらっしゃる方でも戦地の軍属は通算されない。私はどう考へてもこれはおかしいと思うのですね。援護法は傷害者の方やあるいは戦没された方に對して給付をしているの

であつて、まさに年金的なことはやつてないのだ。これは制度改革上重大な問題だ、軽々に物を言えないということでお話を伺つております。

○梅田委員 いまも言われましたけれども、現実に補償しているところがあるわけですね。それは社会保障の形、厚生年金という形、あるいは共済年金という形でやつてはおるわけでございますけれども、しかしその前提になつておりますのは軍属、三年三ヶ月でござりますけれどもこの分については見つけるわけなんです。これは国家補償的なものとそれから年金的なものとごっちゃになつておるという点はござりますけれども、そういう点で一方は受けけるが一方は受けないというこの不均衡はどうしても是正する必要があるというよう

に思つておるのです。きよは恩給のことが議論になつておるのではありませんので、多くは申しませんけれども、軍歴が短いために恩給をもらえないといふ人が非常にたくさんある。私のところにもし

う点におきまして、大臣もいろいろ考へてみると、この問題は余りにもそいつた点が多過ぎるといふことだと思いますので、ひとつよい方向で御検討をいただきますように重ねて要望いたしました。私の質問を終わらせていただきたいと思いま

す。ありがとうございました。

○葉梨委員長 次に、米沢隆君。

○米沢委員 私は、今回提案されております法律

に關連し、本法第二条第三項第二号に規定をいたしましたとおり、いわゆる援護法というものの、具体的例を挙げます。戦闘参加者の解説等につき、具体例を挙げまして若干の質疑を申し上げ、当局の見解をただ

して、すでに担当の方は知つていただいているから、すでに担当の方は知つていただいていると存じます。

この問題は、ある方が障害年金受給の申請をさ

れましたが、本法にいう準軍属とは認められないという理由によりましてその申請が却下され、これに對して二度にわたる異議申し立てを行つて、いま援護審査会の審査待ちという案件でありますから、すでに担当の方は知つていただ

いています。しかし、せつかくのあれでござりますから、いろいろもう一回、国家補償、一般社会保障、そういう関連がどういうふうにこれらの制度の上で結びついていけるものかどうか、これはいろいろ戦争犠牲というものの公平な処理といふ形において検討してみたいと考えております。

この問題は、ある方が障害年金受給の申請をさ

れましたが、本法にいう準軍属とは認められないといふことでおきましてその申請が却下され、これに對して二度にわたる異議申し立てを行つて、いま援護審査会の審査待ちという案件でありますから、すでに担当の方は知つていただいていると存じます。

この申し立て人は、昭和十二年八月十日、満州國の警察官として在職當時、当時の関東軍が招集をいたしました満州東辺道地区夏季特別治安肃正工作のための日滿軍警連絡會議、当時治安維持会議と言つたそうであります。この會議に出席のため搭乗した軍用機の墜落によつて重傷を受け、ために勤務不可能となり退職され、昭和十八年十二月以来、滿州國恩給法による傷病年金を受給してはいましたが、終戦によりまして満州國が解消いたしましたため、これら一切の受給の権利が消滅し今日に至つておるという方であります。

そこで、この公務上の負傷をぜひ本法の対象にしてもらいたい、こういうことで障害年金受給の申請をなされたわけであります。申し立て人の身分、すなわち法律の第二条第三項第二号にい

ます準軍属、いわゆる戦闘参加者に該当しないと

いうことで却下されておる案件であります。

そこで、まずお伺いしたいことは、本法第二条第三項第二号にいふ「もとの陸軍又は海軍の要請

に基く戦闘参加者」とは一体どういう解釈なのか、まず御説明を賜りたいと存じます。

○松田(正)政府委員 援護法の第二条第三項第二号に書いてあります戦闘参加者の定義を申し上げますと、戦時下における特殊な社会事情を踏まえまして、事実上権力的に軍事行動に参加させられた者を一応対象と考えております。つまり、もとの陸海軍の現地部隊長等から戦闘に参加することの要請または指示を受けまして直接戦闘に参加した者、あるいはもとの陸軍または海軍より作戦任務を課せられまして、その任務遂行中、敵または敵対行為を行ふ者と交戦をし、あるいは軍事行動をとつていた者、こういった者が戦闘参加者といふふうに考えておるわけでございます。

たとえば具体的には、沖縄等におきまして、軍の要請に基づきまして戦争に従事した場合の住民、こういった者がこれらの定義の範疇に入ろうかと思います。

○米沢委員 そこで、ここにいう軍事行動というのは、一体どういうことですか。

○松田(正)政府委員 ただいま申し上げましたように、戦闘参加者につきまして、その範囲の中に作戦任務を課せられて軍事行動中の者も含んでおるわけでございます。

この軍事行動と申しますのは、非常に常識的な意味での広い意味の軍事行動をすべて含んでおるというふうには解せられないのですがございまして、具体的に敵と、あるいは敵対行為者と相対しまして、その間に具体的な戦闘状況が現出をした、そういうふうなもとにおける軍事的行為を指すものというふうに解しております。

○米沢委員 日本軍が公務として行動することは軍事行動だと思うのですが、いかがですか。日本の人さんが軍隊の任務を遂行するために行動することは、軍事行動じゃありませんか。

○松田(正)政府委員 そのとおりでございます。

○米沢委員 たとえば当時、ゲリラの肅正工作は軍の重要な任務であった。したがって、軍と警察が一体となつて関東軍の指令のもとにその作戦を行動せしめることだそうです。このような

練り、そのための会議を催し、それに基づいた行動をするということとは、これは軍事行動ですね。

○松田(正)政府委員 たまに私が軍事行動と申し上げましたのは、具体的に敵ないしは敵対的な軍事行動と相対しまして戦闘的な状況が現出をするための状況をいう、こういうややこしいことを申し上げたわけでございますが、関東軍が匪賊あるいは馬鹿を討伐するためにいろんな作戦行動を行う、その作戦行動自体は確かに戦闘行為でございますが、それを遂行するための会議を開くための会議に参加するということは、ここで申し上げておりますが、それがなぜかと申しが疑問に思つております。

○米沢委員 この申し立て人が遭難をしました昭和十二年当時の満州国の東辺道地帯の治安状態は、さわめて悪かつたわけで、反滿抗日の大小無数のゲリラ部隊が各地にばつて蠢動して国内を擾乱しております。そういう時代であります。これに備えて、関東軍と満州国政府は一体となって、この東辺道地帯の肅正には特に治安維持会を設置して地標工作、これは討伐作戦のことだそうですが、及び地本工作、これは警備道路の建設、警備電話の架設、ゲリラの糧道の遮断のための散在民家の集家工作、宣撫宣伝工作、帰順工作、アヘン密作地の発見、取り締まり、匪民分離の地下組織網の探索、その他広範囲にわたる総合対策、これを地本工作と言うのだそうですが、を必要とし、これがために毎年春夏秋冬定期的に作戦会議が開催され、申し立て人の遭難はこの作戦会議に出席する途中の出来事であるわけです。

当時、満州国内の国防並びに治安維持につきましては、御承知のとおり、いわゆる日満議定書に基づきまして、日満共同防衛のたまえから、その一切を挙げて関東軍司令官に委任し、日本軍は作戦の必要に応じ、いつでも満州国軍警に対し統制区署の権限を持つておったそうであります。ここにいう統制区署とは、日本軍がその作戦計画に基づき満州国の軍警を現実にその指揮下に入れて行動せしめることだそうであります。このような

状況下において、夏と冬には日本軍の統制下にあって日満軍警一体となつて特別治安肅正工作が実施され、その前後には必ず治安維持委員会が開催されておった。

こういう状況を見ておると、申し立て人の業務そのものですね、単に平和時の警察官の仕事を申し上げたわけでございますが、関東軍が匪賊あるいは馬鹿を討伐するためには、いろいろな作戦任務を課せられて、関東軍の指令に基づいてゲリラの肃正工作に軍と一体となつて当たらねばならないと申しますが、それをしておかしくはないと私は思うのですが、どうしてそういう

業務そのものは、りっぱな作戦任務を課せられた軍事行動であると言つてもおかしくはないと思つておるが、どうしてそういう解釈になるのでしょうか。

○松田(正)政府委員 いま先生から御説明をいたしました事実は、私どもが承知をいたしておりますのとほぼ同様かと思います。

ただ、問題は二点ございまして、事実關係といたしまして問題になります点の一つは、関東軍の要請あるいは軍の指示という点についての確認がいたしかねるという点がございます。それからもう一つは、定期的な作戦会議の性格は一体どういふものであるかということでございまして、この夏季大討伐日満軍警連絡会議の性格が一体どういふものなのか、その途中に飛行機事故に遭われたということでござりますので、その辺の問題点をもう少し詰めませんとはつきりした結論は出ないかと思いますけれども、ただいままで私どもが聞いております範囲では、その辺の状況が定かでないといふふうに承つておりますので、なかなかむずかしいケースではないかというふうに感じております。

なお、事実につきましてはもう少し詳細に検討いたしたいと思います。

○米沢委員 先ほど申し上げましたような状況のもとで軍警一体となつて治安工作に頭を悩まし、そして、もしそういう大小ゲリラの騒動があつたならば軍警一体となつて戦わねばならない、これは全く作戦任務だと思ひますね。その作戦任務を課せられた人だと思ひますね。その方が、そういう目的を遂行するためには、会議に行く、会議に行く途中に遭難をする。私はこれはやはり軍事行動の一部だ、そう思ひますよ。そうじゃないでしょ

うか。

○松田(正)政府委員 先ほどから申し上げておりますように、そういうよろんな意味合いでこの会議に参加すること自体につきまして、いろいろ解釈のしようがあらうかと思ひます。今まで私ども申し立て人に立証しろと言ふよりも、皆さんのがこの当時いろいろと軍人の方、軍属の方、准軍属の方等が動いた状況をお調べになればわかることであります。

あつて、その分は皆さんに立証してもらわなければいけないことだと私は思いますよ。

○松田(正)政府委員 いま先生挙げられました具体的なケースをめぐります当時の状況は、確かに御指摘のとおりに、満州国の体制といたしましては、特に日系警察官につきましては軍警一体といふふうに思ひます。

で。

○米沢委員 ぜひ再検討していただきたいと私は思います。特にこの解釈法規等を読ましてもらいましても、確かに「実際に戦闘に参加した者、あるいは作戦任務を遂行中敵と交戦した者のか、作戦任務を課せられて軍事行動中の者も含まれる。これはすべからく当時の状況と軍事行動の実態に基づいて判断されるべきものである。」と、

ここに解釈をわかつていただいた上で、ある程度広げて解釈される、その文章まで入っておるわけですよ。どうかこの判断に基づいて、ぜひ私は、このことは作戦任務を課せられて軍事行動の途中にあつたというふうに御理解をいただきて善処していただきたい、そう思うのです。

同時に、この方が申しておりますように、戦闘参加者でないと、こう言うけれども、支那事変以降の近代戦での戦闘様相は一変しており、第一線における火線・結局撃ち合いだけが戦闘参加者ではなく、その背後における統一の防諜・謀略、譲報攪乱行動及び情報収集等は、支那事変以降のゲリラ戦と近代戦には全くことのできない戦闘行為であつて、このような統一工事と火線の密接な提携協調があつたればこそ戦うことができた、私はこれは筋が通つておると思うのです。いかがですか。したがつて、その作戦計画は戦闘に最重要な要素をなすものであり、その作戦會議に参加するための飛行機事故を単に警察内部の打ち合わせだということで断定されて、その行動を戦闘不参加者だと見るのは私は疑問がある。その意味からもぜひ再検討をお願いしたい、こう思います。

○松田(正)政府委員 もう少し事實関係その他慎重に資料等を検討いたしたいと思います。教わった事件で有名なのに一心隊事件というのがあります。

昭和十五年、滿州国政府は熱河省の治安対策として、北支駅とん軍との協定に基づき、共産八路軍の討伐を目的とした一心隊なる日滿鮮系、こう言つたら怒られるのでしょうか、まあ済みません

が、約四千名の警察軍を編成して北支国境地帯の

治安警備に当たらせていた、これが一心隊とい

うのですね。この一心隊が、昭和二十一年八月十五日、敗戦の詔勅によって内部で混乱が起り、八月十七日の未明、満州大隊のために、日系の皆川富之丞、兼石重太郎副隊長以下五十一名が全員殺害されたという事件が、この一心隊事件の中身であります。

この事件に関しまして厚生省は昭和二十八年、援護法を適用して、その遺族に対し遺族年金を支給しているらしいです。この事件に關連しまして、厚生省の方でこのようないい特別の措置をされた、救済された理由はどのような解釈に基づいて行われたのか、御説明いただきたいと思います。

○松田(正)政府委員 一心隊事件、これに類した事件は若干ほかにもござりますけれども、当時の状況といたしましては一心隊の隊員の中の反乱によりまして全員が殺された、こういう非常に特殊なケースでございます。したがいまして、これを処遇をいたします際にはどのように処遇をすべきかということはいろいろ議論があつたようですが、いまして全員が殺された、これは内論もめでです。対敵戦闘行為ではないです、内論もめです。しかし、戦争が終わってしまったものだから、これをやろうということでこういうことになつた。そういう意味で、私は決して敵との戦闘ではない。それを対敵戦闘行為としてみなして救ねうではないかと、その御意慮は、亡くなつたから、ある程度の同情もあるわけです。しかし、彼らと同じ仕事をしながら、ただがをしたというだけであなたがノーダと言るのはちょっと問題だと思うのです。そういう意味からもぜひ御検討を賜りたいと思うのですが、いかがですか。

○松田(正)政府委員 いま先生御指摘のような状況は、私ども十分理解ができるわけでございません。先生の御指摘のケースは、必ずしも生きおられたからどうこうということではございません。先生御指摘のよう、一心隊と同じ状況ではないで、基本的に戦闘行為なるものをどう考えるか、そういう見解もあるうかと思います。先ほど申し上げましたように、事実に基づきまして、資料を十分検討いたしまして決定をいたしたい、か

に特殊なケースであると同時に、事実上そういう

た場所に拘束をされていたという事実もあるので

はないか、こういうようなことを踏まえて、特別未帰還者として待遇をいたしたわけでございま

す。

○米沢委員 解釈法規にありますように、「当

時の状況と軍事行動の実態に基づいて判断されるべきもの」、これはまさしく大きな柱でございま

す。

から、軍事行動を一体どう見るのか、そのような

銃後のいろいろなスペイ作戦みたいなものを一体どう見るのか、そのあたりを御判断いただければこの案件はスムーズに解決されるのではないかろう

かと思います。同時に、これはもうすでに失明を

され、動けない、あしたあさつて死ぬかもしれない

いという方です。援護審査会はかなり長くかかっておりますよ。そういう意味で早目にそのあたりの審議を進めてもらわねばなりません。そして、おっしゃったように、事実の確認みたいなものは、すでに今まで元気なときに一生懸命いろいろ

なところを歩かれて、いろいろな方に当たられていらいろと書類をつくられた。しかし、その当時のことを、軍の指令はどうかわからない、確認できないからだめだという議論ではなく、それはもう本人に立証させるというよりも皆さんの方で立証してもらう、そういう準備が必要じゃないかと私は思います。

その点を特に申し加えまして、質問を終わります。

○葉梨委員長 速記をとめてください。

○葉梨委員長 「速記中止」

○葉梨委員長 速記を起こしてください。
この際、三十分間休憩いたします。
午後四時三十四分休憩

午後五時四分開議
↓
午後四時三十四分休憩

○葉梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対する質疑は終了いたしました。

これより本案を討論に付するのですが、別に申し出もありませんので、直ちに採決いたしました。

戦傷病者・戦没者・遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○葉梨委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○葉梨委員長 この際、山崎拓君、田口一男君、大橋敏雄君、浦井洋君及び米沢隆君から、本案に対し、附帯決議を付すべしとの動議が提出されています。

○葉梨委員長 提出者からその趣旨の説明を聴取いたします。

○山崎(拓)委員 私は、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議、日本共产党・革新共同及び民政党・国民連合を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

○葉梨委員長 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべきである。

一 国民の生活水準の向上等に見合つて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行わられるよう努めること。

二 戰地勤務に服した陸海軍看護婦の当時の実情にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに、援護の水準の引上げに伴つて被用者医療保険における被扶養者の取り扱いが不利にならないよう配慮すること。

二 戰地勤務に服した陸海軍看護婦の当時の実情にかんがみ、日赤從軍看護婦に比し不利となるないよう必要な措置をとるよう検討すること。

三 次の組織及び活動状況等について明確にするとともに、公平適切な措置をとり得るよう検討すること。

(1) 第二次大戦末期における閣議決定に基づく

国民義勇隊及び国民義勇戦闘隊

公共防空に関する警防団

四 満州開拓青年義勇隊開拓団について関係者と連絡を密にし、一層資料の収集に努め、問題解決のため努力すること。

五 戦没者遺族等の高齢化が進んでいる現状にかんがみ、これら遺族の心情に十分に配慮し、海外旧戦域における遺骨収集、慰靈巡拝等につい

ては、更に積極的に推進すること。

なお、関係者の多年の願望であつた中国の慰靈巡拝については、大平、華会談の合意に基づき、早急に実現するよう格段の努力をするこ

と。

六 生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期すこと。

七 なお、中国からの引揚者が一日も早く日本社会復帰できるよう関係各省及び地方自治体が

一体となつてその対策に遺憾なきを期すこと。

八 原子爆弾による放射能、爆風、熱線等の傷害作用に起因する傷害、疾病を有する者に対する障害年金、遭族年金等の支給及び死亡者の遺族に対する弔慰金、遭族年金等の支給に当たつては、現行援護法の適用につき遺憾なきを期すこと。

九 交通手段としての航空機利用の増加にかんがみ、戦傷病者が航空機を利用する場合における利便供与の方法等について積極的に検討すること。

十 法律の内容について必要な広報等に努める等と。更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めるこ

以上であります。

○葉梨委員長 何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○葉梨委員長 本動議について採決いたします。

○葉梨委員長 本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求めます。

この際、厚生大臣から発言を求められておりま

すので、これを許します。野呂厚生大臣。

○野呂国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、特別手当の額の引き上げであります。特別手当は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の規定により、原子爆弾の傷害作用に起因する負傷または疾病の状態にある旨の厚生大臣の認定を受けた被爆者に対する支給されるものであります。この特別手当の額について、現に当該認定に係る負傷または疾病の状態にある者に支給する特別手当の額を現行の月額六万円から六万四千五百円に引き上げ、その状態にない者に支給する特別手当の額を現行の月額三万円から三万二千三百円に引き上げるものであります。

次に、健康管理手当の額の引き上げであります。健康管理手当は、原子爆弾の放射能の影響に関連があると思われる造血機能障害等の特定の障害を伴う疾病にかかる被爆者で、特別手当の支給を受けている者に対する支給されるものです。健康管理手当の額を現行の月額二万円から二万三千五百円に引き上げるものであります。野呂厚生大臣。

第三に、保健手当の額の引き上げであります。保健手当は、爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者で、特別手当または健康管理手当の支給を受けている者に対する支給さ

れるものであります。この保健手当の額を現行の月額一万円から一万八百円に引き上げるものであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和五十五年八月一日といたしております。

以上が、この法律案を提案する理由及びその内容であります。

○野呂国務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

昭和二十年八月、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行ふとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、特別手当、健康管理

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あら

○葉製委員長 ここで提案理由の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十二分散会

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「三万円」を「三万二千三百円」に、「六万円」を「六万四千五百円」に改める。

第五条第四項中「二万円」を「二万五千円」に改める。

第五条の二第三項中「一万円」を「一万八百円」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和五十五年八月一日から施行する。

2 昭和五十五年七月以前の月分の特別手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るために、特別手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年三月二十七日印刷

昭和五十五年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者　大蔵省印刷局

D